

## 実践から研究へ，研究から実践へ

\* 中 嶋 哲 彦

はじめに

### 1. 社会科学への接近

- (1) 10円玉を洗う — 貧困と排除
- (2) 理不尽との対峙 — 貧困・植民地支配・高校入試
- (3) 怒ることと闘うこと
- (4) 「自分の要求」を「自分たちの要求」へ — 民主主義の主体形成
- (5) 学習指導要領実施阻止の取り組み
- (6) 何ができ、何を為すべきか — 社会科学へ
- (7) 誰でも敬礼・斉唱を拒否できるように
- (8) 全国法ゼミと学生民科法律研究会 — 学術文化運動
- (9) 大学院教育学研究科へ

### 2. 現代資本主義国家と新自由主義的国家改造

- (1) 資本主義国家の任務
- (2) 新自由主義的国家改造 — 福祉国家的統治形態の廃棄
- (3) 競争による統合と、市場的価値による支配
- (4) 新自由主義的統治形態の抑圧性
- (5) 国家の転換へ — 教育と教育行政の転換

君下に武士を立てて衆人直耕の穀産を貪（むさぼ）り，若し強気にして異輩（= 違背）に及ぶ者之あるときは，此の武士の大勢を以つて捕り拉（ひしが）さんために之を制す。亦聖人の令命に背き党を為し敵と為る者には此の武士を以つて之を責め伐（うた）んと為す兼用なり。是自然の転下を盗むが故に，他の責め有ることを恐るるなり。

安藤昌益『統道真伝』巻四，安国，聖人及名主論

### はじめに

私は、1998年4月から2020年3月まで、名古屋大学大学院教育発達科学研究科の教育行政学研究室で、教育行政学・教育法学・教育政策論などの研究と教育に従事してきた。同時に、2000年10月から2期8年、犬山市教育委員を兼職し、2009年7月から3期6年、全国大学高専教職員組合の中央執行委員長を務め、2017

年4月から2期3年、名古屋大学附属中学校・高等学校の校長を兼任する幸運に恵まれた。また、2010年4月「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークの設立に加わり、子どもの貧困対策推進法の制定・改正を国に働きかけ、地域における市民活動や自治体の横のつながりをつくる活動にも参加してきた。大学での教育研究歴と労働運動や社会運動とは区別するものかもしれないが、私にとってこれらはすべて同じ地平上にある。

\* 名古屋大学大学院教員

図らずもこの3月、定年まで1年を残して名古屋大

学を退職し、4月からは愛知工業大学に勤務することになった。いろいろ心残りもあって、定年まで勤め上げたいと思っていた。しかし、あと何年かはこれらの仕事・活動を通じて社会と繋がっていたいと思うので、最初に声をかけてくださった大学に異動することにした。新天地では教育学系の講義科目と同じくらい、憲法学の講義を担当することになった。余暇には、3Dプリンター用の造形データの設計など、これまで培った理工系趣味を発展させられる可能性もありそうだ。

私は、学ぶことの本质は、新しい知の獲得を通じて、自己自身を拡張することにある、と考えている。自己の拡張とは、他者との間に境界を立てることではなく、他者を組み込んだ新しい自己を生み出すということだ。他者を理解することは、新しい自己を作り出すことでもあるのだ。そして、他者を組み込んだ自己とは、他者を愛し、他者のために怒ることのできる自己にはかならない。また、私は、学問というものは、社会諸事象の中から解決すべき問題を発見し、その本質を分析し、解決方法を提示する任務を担ってこそ、その存在意義が社会的に承認され、またその社会的・物質的存立基盤を確保できると考えている。「1. 社会科学への接近」では、大学院入学前までに限定して私の「彼の歩んだ道」(末川博)を摘録しておこう。この日のために保存していたわけではないが、当時の資料もいくつか写真で紹介する。「2. 現代資本主義国家と新自由主義的国家改造」では、私の教育学研究の背景にある、現代資本主義国家とその新自由主義的改造の本質理解をスケッチしておく。なお、この部分は拙著『国家と教育：愛と怒りの人格形成』(青土社、2020年3月)に収録した序論の一部である。

## 1. 社会科学への接近

### (1) 10円玉を洗う 一貧困と排除

子どもの頃、私の家の近くに、小型車がやっと収まるほどの三角形の土地があった。この土地には、屋根瓦も窓もない三角形の家があった。家と言うより小屋と言った方が事実に近い。近くに製材所があったから、そこから出る破材を拾って建てたのかもしれない。

この家には、たぶん実際より年老いて見える夫婦と、身体の小さな男の子2人、おそらく4人が暮らしていた。その兄弟とは同じ通学班に属していたが、いっしょに遊んだ記憶はない。学校を欠席しがちで、通学班の集合場所に姿を現すことも少なかった。それでも、この三角形の家の記憶は、私の脳裏から離れない。

当時、私の町は田んぼが住宅地に変わり、新しい住民が次々に移り住んで来た。私の家族もその一つだった。田んぼが宅地が変わるたび、新しい電柱が立ち、電線が延びた。架線工事が終わると、あちこちに電線の切れっ端が落ちていた。地元の子どもたちはそれを拾って、三角形の家に売りに行った。

私も一度だけ、近所の上級生に電線の被覆のむき方を教えてもらい、銅線を売りに行ったことがある。拾った物をお金に替えることには後ろめたさもあったが、上級生の誘いには逆らえなかった。その上級生が誰だったのかも覚えていないが、彼の言葉は今も耳に残っている。「あの家は貧乏だから、高くは買ってくれないんだ。」

三角形の家の前に立って、何度か「ごめんください」と声をかけると、「大きな声で呼べ」と怒鳴り声がして扉が開き、おじさんが出てきた。おずおずと銅線を手渡すと、おじさんは今度は少し丁寧に「これで勘弁してくれ」と言って、10円玉を幾つかくれた。そのとき、奥の薄暗がり、おばさんと子どもたちが寄り添っているのが見えた。おばさんが鋭い声で何かを言ったが、言葉は聞き取れなかった。

来た道を逃げるように帰った。お金をポケットに入れようとする、上級生が「よく洗って、すぐ使え。」と言った。お金を洗うなんて思ったが、私はそれに従った。低学年だった私にも、その言葉の意味は理解できた。

おじさんからもらった10円玉を水洗いすることで、私は自分があ家族とは違うことを証明しようとしたのだ。あのとき、私は間違いなく、あ家族を自分の世界から排除したのだ。

その後も、おどおどした様子で街を歩いているおじさんと出会った。八百屋の前で何も買わずにただ立っているおばさんを見かけることもあった。しかし、あ家族と私の人生が交差したのは、拾った銅線を売りに行った、あのとき一度きりだった。

東京オリンピック開催の1、2年前。古い記憶だが、私の心に取り憑いて離れない。一浪して合格した大学の入学式に向う朝も、自宅に招いたガールフレンドを駅まで迎えに行った昼下がりも、すでに空き家になっていた三角形の家の前を通るたび、あのことを思い出した。自分自身の幸せとは裏腹に、おそらく1分間にも満たないあのやり取りの記憶で心が潰れそうになった。私はいつの間にか、あ家族のことを、またあ家族と同じような境遇に置かれた人々のことを視野の外において、自分の幸福だけを考えることはできなくなっていった。

まだ夏とは言えない時期なのになぜか蒸し暑い午後、学生たちが社会的・経済的に排除された子ども・若者に対する学びと暮しの保障についてディスカッションするのを黙って聞いていた。

「お金がなくても、勉強はやる気と努力次第だ。」

「お金がないなら、ないなりの生き方を選択するほかない。」

「能力の低い人は報酬が少なくても仕方ない。」

努力や能力について、どこかで聞いたような言葉が飛び交う。ちょっとばかり学校の勉強ができる若者から、あのおじさんとお婆さんの人生を蔑む言葉が飛び出す。しかし、彼らの多くにとって努力の対象はせいぜい受験勉強かスポーツ競技であり、能力と教科の得点能力はほぼ同義だと思っている。

アタマでは彼らにかなわないかもしれないが、おじさんとお婆さんが三角形の家で必死に、しかし私のような子どもにさえおどおどしながら生きていたことをどう受け止めるのか。教科書の閉じられた世界では「正解」を導けても、社会認識はおそろしく浅薄だ。

でも、若者を非難するつもりはない。小中学校ですら習熟度別・学力別の学習集団を作り、子ども集団の均質化が進められている。家庭的・社会的背景の異なる子どもが交流し合う空間が奪われ、自分とは異なる他者と理解し合う機会が失われている。

学校は本来子どもたちが学習と生活を通じて、共同で生きる意味と術を学ぶ場であるはずなのに、教科の得点能力向上という意味での「学力向上」が最優先になってしまったのだ。

社会構成員の多様性をそれとして認め合い、不利な立場に立たされている人々を支え抜く契機が、私たちの社会から急速に失われているのではないか。それはセーフティーネットの欠如ということに留まらず、他者を排除する意識が急激に拡大しているという意味で。

排除とは、他者を遠くに追いやることだけでなく、現に自分のすぐ隣にいる他者を自分の感情や思考の対象から除外することでもある。異質な他者を排除してしまうと、思考はどんどん単純化し、鋭い言葉とは裏腹に、言葉から理性と知性が失われていく。

学ぶことの本質は、新しい知の獲得を通じて自己を拡張することにある。「自己の拡張」とは、他者との間に境界線を引くことではなく、他者を組み込んだ新しい自己を生み出すことを意味する。他者を理解することは、新しい自己を作り出すことだと思う。

## (2) 理不尽との対峙 一貧困・植民地支配・高校入試

小学校5年生から高校2年生まで、ボーイスカウト江南第1団に所属した。中2の秋から1年間、少年隊のコンドル班で班長を務めた。活動日やその内容は班会議で自由に決められたから、私の班は梅雨明けから秋口まで、毎週のようにテントを背負って野営にでかけた。小牧山中腹のあづま屋でビバークして小牧署の警察官に補導されそうになったり、飛行中のヘリコプターに手旗で発信信号を送り上空で停止させてしまったり、冒険を通じて社会との接点をもった。ヘリコプターには「ゴメンナサイ」と送信して事なきを得たが、パイロットは地上の動きにも気を配っているのかと感心した。

ボーイスカウト運動は、ボーア戦争(1899年~1900年)でイギリス軍の司令官を務めたベーデン・パウエルが、マフェキングで7ヶ月にわたってボーア軍に包囲された際、9歳以上の少年を伝令や歩哨を任務とする少年兵として活用した経験に基づいて、1908年に創設した社会活動である。「スカウト」という言葉には有能な人材を探し勧誘するという意味があるから、ボーイスカウト運動は優秀な少年をスカウトし育成する活動だと理解されがちだ。しかし、ベーデン・パウエルが帰国後に著した*Scouting for Boys* (1908年)が斥候法、救急法、野営法などの章で構成されていることが示すとおり、スカウトは斥候・偵察兵を意味していた。ただ、当時は隊長ら指導者も「優秀な少年をスカウトし育成する活動」と理解しており、しばしばノブレス・オブリージュ的なメッセージが発せられた。ボーイスカウトの誓い「神と国とに誠を尽くし掟を守ります」は、当時もリアリティーをもって受け止められなかったが、ボーイスカウト=少年斥候兵と考えればその重大性に気づく。しかし、日本のボーイスカウト運動がミリタリーテイストのある野外・奉仕活動として展開していることを踏まえると、このあまりにも重大な意味をもつ誓いにはやはりリアリティーがない。

とはいえ、自分の成長過程を振り返るとき、ボーイスカウトでの経験を見落とすことはできない。中3の夏、富士山の麓で開催された日本ジャンボリー(全国規模の野営大会)に参加した。その期間中、どんな経緯だったか、台湾から参加した一人の少年と親しくなった。たどたどしい英会話を、漢字の筆談で補った。「10月に台湾ジャンボリーがあるから、君も来ないか」と誘われ、即座に「行く」と答えてしまった。このことを父親に話し、行かせてほしいと頼んだ。親戚中探しても、戦争以外で海外に渡航した人は誰もいない時代

だった。参加費15万円は父親の月収を超える金額だったらしい。共済組合に借金して払ってくれた。

2週間ほど学校を欠席して台湾に行きたいと伝えると、担任教師は「義務教育だから、病気や怪我以外の理由では欠席できない」、「定期試験を欠席することになるから、内申点が大幅に下がり、第1志望の高校は諦めないといけない」などと否定的な反応だった。

このことから、「中学校の定期試験を受けたか否かで高校入試が左右されるとすれば、生徒の本当の『学力』は適切には評価されないことになる。そんなことのために、これ以上たいせつな時間を浪費したくない。」と考えるようになった。台湾ジャンボリーから帰ったあと、志望校を、とくに受験勉強することなく確実に合格でき、家から自転車を通える公立高校に変更した。当時、愛知県はすでに全県2学区の大学区制を採用していたから、中学校時代の偏差値で進学先が輪切りされており、江南市からも名古屋市内の高校に進学する人が多くいた。中3の秋までは私もその一人になりたいと思っていたが、あまり深く考えずにその軌道から飛び出してしまった。

台湾ジャンボリーでは、私たちはゲストとして待遇され、毎日豪華な食材が食べきれないほど供給された。炊事当番の仕事には、食べきれず、また調理しきれなかった食材を残飯ステーションまで捨てに行くことが含まれていた。最年少だった私には、残飯処理の仕事が押し付けられた。「掟の『スカウトは質素である』に反するなあ」などと思いながら、巨大なナイロン袋に詰め込んだ残飯を幾つもステーションまで運んだ。驚いたことに、そこには、どこから来たのか、粗末な身なりの男女が待ち構えていて、私が捨てたばかりの食材を拾い集めた。日本では経験したことのない貧困が目の前にあった。そのとき、自分はいったい何をしに台湾まで来たのだろうと思った。

日本を出発する前、父親から、台湾に日本語が話せる人が多いのは、台湾を植民地支配していたからだと教えられ、台湾ではそのことを踏まえて行動するよう言われた。ボーイスカウト日本連盟からは、制服の右胸に付ける日の丸が届けられたが、ジャンボリー会場以外では取り外す必要があるから、ホックで取り付けよと指示があった。ボーイスカウトの制服は軍服がモデルだ。日の丸を付けて街を歩けば、

旧日本軍を連想させてしまうからだ。

胸に日の丸を付けた軍服姿の少年が、大量の残飯を捨て、地元の人々がそれを拾い集める。これでは、旧日本軍が植民地でしたことと少しも変わらないと思った。

帰路は伊丹空港に降り立ち、新幹線で名古屋に戻った。国鉄名古屋駅では右も左もわからず、ホームレスの人たちが床に並ぶコンコースを行ったり来たりしているうちに、日本にも台湾と同じような貧困が存在することに気づいた。おじさんたちは重ね合わせた新聞紙をひもでくるぶしに縛り付け靴の代わりにしていた。ボーイスカウトの誓い「いつも、他の人々をたすけます。」に照らして考えると、これから自分は思うにどう思っ

### (3) 怒ることと闘うこと

中1のとき、担任のA先生がクラスの憲法を作らないかと提案し、やってみようということになり、私は起草委員に選ばれた。持ち寄った条文を書いたり消したりしながら憲法草案を作り(写真1)、5月6日の学級会で成立した。

こんな取り組みをしたA先生が、中1の学年末、生徒みなで作った文集に「怒れ」と自作の詩を寄せた(写真2)。

怒れ

怒ることのできるやつはえらい

自分のために

怒るやつはえらい

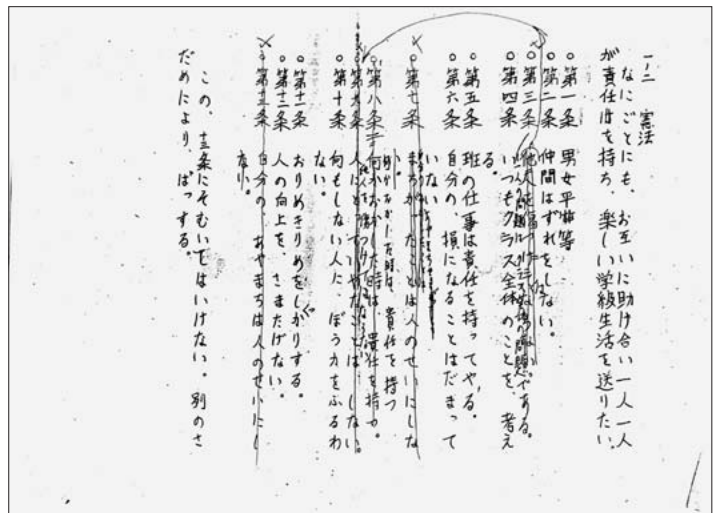


写真1 一の二憲法草案





写真2 怒れ

友だちのために

怒るやつはさらにえらい  
 知っているみんなのために  
 怒るやつはもっとえらい  
 知らない弱い人間のために  
 怒るやつが一番えらい

私は、この文集を今でも大切に保管している。

この詩を読むまで、私は怒りという感情をネガティブな感情と捉え、それは抑えるべきものだと信じていた。毎週月曜日の朝礼で、校長がくり返し「和をもって尊しとなす」と強調していた。ところが、A先生は怒りを肯定し、未知の弱者のために怒ることが最も尊いことだと言う。衝撃だった。

13歳の私にはまだ適切に言語化する力はなかったが、未知の人々のために怒るとはどういうことをいうか、自分は何のために何に怒るべきか、といった問いが湧いてきた。今にして思えば、この哲学的問いはその後の人生を左右することになったと思う。

しかし、この詩を受け入れられない生徒も少なくなかった。その理由は「怒り」の肯定にあった。この詩とA先生に対する批判は他のクラスにも飛び火し、保護者の知るところとなり、ちょっとした騒動になったらしい。しかし、学年末だったこともあって、結末は知らない。

1年後、怒れという言葉が、現実を動かすときが来た。

私の中学校には、定期試験のあと、全生徒の氏名・順位・得点を廊下に張り出す習わしがあった。目的は「競争心の向上」と説明されていた。しかし、私の学年

だけは入学以来2年間、成績や順位の公表は1度も行われなかった。ところが、中3になると、始業式後のホームルームで、私たちは各クラス担任から、今後は順位と得点を張り出すと伝えられた。

A先生は他の学年に異動していたから、これまでA先生が成績公表を止めていたという噂が流れた。その真偽はわからないが、これからは自分自身でがんばるほかないと悟った。3年生の全クラスで、自然発生的に張り出し反対の声が上がった。

成績公表で競争を煽れば、生徒同士傷つけ合うことになる。成績下位の生徒にとってどれほど耐えがたい仕打ちか、誰もがわかっていた。下位の生徒ほど反対と言えないことも、容易に想像できた。闘いは授業ボイコットという形で3週間ほど続いたが、内申書を盾にとった脅しもあって、反対の声は次第に小さくなった。しかし、私のクラスはゴールデン・ウィーク前まで闘いつづけ、全生徒の順位・得点の公表を阻止した。

数年前、数十年ぶりの同窓会で、1人の同級生との会話がこのことに及んだ。その人は最後まで反対した生徒の1人だった。彼女もこの闘いを鮮明に記憶しており、教師のひきょうな手口を批判するとともに、A先生に対する感謝の気持ちを語った。「怒れ」という詩は、私たちの心に思想の種子を蒔いた。そして、A先生の日々の振る舞いは、太陽と水が種子の発芽を促し育てるように、私たちに何に怒るべきかを考えさせ、他者のために行動することへと導いたのだと思う。

高校は、家から一番近い公立高校に進学した。

定期試験の解答用紙の裏側に授業内容への疑問や批判を書き込んだことをきっかけに、何人かの教師と解答用紙での文通が始まった。幾つかの教科では裏側への書き込み時間を確保するために、設問への解答をできるだけ短時間で仕上げなくてはならず、教科の学習に力を入れるようになった。卒業式のあと、何人かの教師が、いつも楽しみにしていたと声をかけてくれた。

しかし、「旭ヶ丘高校と同じ教科書だから、ここから先は君たちには高度すぎて理解できないから省略する」などと、生徒をバカにする数学教師もいた。「わからないから学校に来てるんだ。しっかり教えろよ」と陰口を言う同級生は少なくなかった。まったくそのとおりだが、陰口でなく正面からそのように言いたいと思った。しかし、それをどう表現したらいいのか、わからなかった。

ある日、退屈しのぎに生徒手帳を最初の頁からめくっていると、日本国憲法第26条と教育基本法が第3条まで少々中途半端に収録されていることに気づい

た。教育基本法は2006年12月、第一次安倍政権の下で「改正」されたが、当時の第3条には次のように定められていた。

#### 日本国憲法

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

#### 教育基本法

第3条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

これは使えるかもしれない、との直感が走った。「ひとしく、その能力に応ずる教育」とは、生徒がわかるまで粘り強く教えることを言うのではないのか、これを手がかりにすれば上記の数学教師に態度を改めさせられるのではないかと。

ただ、「その能力に応ずる教育」とはどういうことを言うのか、「君たちの数学力に応じた教育をしている」と反論されたらどう言い返せるのかと考えているうちに、日本国憲法や教育基本法も「能力」を理由とする教育機会の格差を容認しているのではないかと疑うようになった。自分たちは日本国憲法や教育基本法にさえ見捨てられているのか、と。

しかし、そんなはずはないと思い返し、能力や「応じて」「応ずる」の意味を百科事典や国語辞典で調べてみたが、打開の道は見つけられなかった。当時の私には、この難問は打開できなかった。1971年後半から1972年前半のことだ。

日本教育法学会が創設されたのは、1970年8月27日だ。「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」をどう解釈するかは、当時、この学会にとっても主要な理論的課題の1つだった。それを知ったのは、大学に入学してからのことだ。自分が理不尽と感じていたことや、その打開の道を憲法・教育基本法に求めたことは、けっして的外れではなかったと確認できた。

#### (4) 「自分の要求」を「自分たちの要求」へ —民主主義の主体形成

高校に入学すると、最初のホームルームは自己紹介にあてられた。驚いたことに、多くの同級生が、この高校にしか入学できなかったことを悔やむ気持ちを語っ

た。中学校時代の学業成績だけで自分自身を過小評価し、少しも希望を語らないクラスの雰囲気は何とかなければいけないと思った。

半年後、「学校側」に言われるまま行事をこなしているだけの生徒会を変えようと考えて、役員選挙に立候補した。

1期目は、これまでとは違うと実感させ、生徒会執行部への信頼を確保するため、オーバー・コートを制限する校則の廃止を目指した。男子は学校指定のコートを着用することになっていたが、薄手で寒いと不評だった。女子は学校指定の黒か紺のオーバーしか認められておらず、もっと明るい色を着たいと言っていた。そこで、高校入学時の保護者負担は大きい、その負担を軽減するため入学前に購入したオーバー・コート・ジャンパーの着用を認めるべきだ、と要求した。しばらくして、その主張どおり校則が改正された。保護者負担の軽減を持ち出されたら同意せざるを得ないと、職員会議で何人かの教師が褒めていたと伝えられた。オーバーなどの実際の購入時期は特定できないから、この校則改正は実際には校則廃止を意味していた。教師たちはこのトリックに取られて騙されてくれたのだと思う。

長年の願いを叶えた執行部への信頼は高まった。2期目は、それを基礎に、①文化祭と体育祭を含む生徒会主催行事の開催をすべて白紙化し、②生徒が50名以上の署名をもって生徒会執行部に要求したときだけ実施を検討する、との方針案を生徒議会に提案した。この方針案は生徒総会での激論を経て承認された。

50名以上の署名は2クラス以上を回らなければ集められない。この狙いは、①「自分の要求」は自らが要求実現の主体となり、②その意義や目的を明確に言語化して周囲の人に働きかけ、③「自分たちの要求」として組織しないかぎり、どれほど願っても実現できないことを伝えることにあった。

期待どおり、球技大会を開催してほしいとの署名が集まった。「こんなに集めたんだから、必ず開催しろよ」と、強面の上級生から署名の束を突きつけられた。少し怖かったが、とてもうれしかった。

#### (5) 学習指導要領実施阻止の取り組み

生徒会の役員は2期で退任したが、翌1973年4月から施行される高等学校学習指導要領には、クラブ活動の単位化が書かれていると知った。それまでの学習指導要領には、クラブ活動は「同好の生徒をもって組織する」と書かれ、各クラブへの予算配分やクラブ・同好会の新設廃止などはすべて生徒会活動の一環として

生徒議会在決定していた。ところが、新指導要領には、「全生徒がいずれかのクラブに所属するものとする」、「各学年において週当たり1単位時間を下らないこと」と書かれており、クラブ活動が単位認定の対象になることがわかった。これでは生徒の自主的活動の場と機会が奪われかねないと考え、高2の冬から高3の夏前まで、親しい同級生に呼びかけ、愛知県高等学校教職員組合（愛高教）に所属する教師たちの援助を受けながら、クラブ単位制に反対する運動に取り組んだ。

学習指導要領の実施に反対する運動はそれまでの要求とは質が異なるから、これまで以上に全クラス・全クラブ活動から支持を取り付ける必要があった。しかも、今度は生徒会役員でもなかったから、運動の成否は説得力ある議論ができるかどうかにかかっていた。そこで、近くの書店で、兼子仁『国民の教育権』（岩波新書）や玉城肇『日本教育発達史』（三一新書）を手に入れて精読した。これらは自分自身の意思で読み通した最初の書物だ。また、「学校側」の論理も学ぶ必要があると考えて、相良惟一『教育法規入門』や吉本二郎・井上治郎編『高校教科外教育活動・生徒会活動』『高校教科外教育活動・ホームルーム』（明治図書）も読んだ。これらは校長・教頭と話をするとき、とても役に立った。

このとき、「本なら丸善だ」と聞いて、名古屋の栄町にあった丸善まで遠征するようになった。この翌年、高3の夏、明治屋前の交差点で「学問・教育の自由と大学の自治を破壊する筑波大学法案に反対しよう!!」と訴える愛高教のビラ（写真3）を読んで視野が広がり、横浜国立大学現代教育研究所編『中教審と教育改革—財界の教育要求と中教審答申』を買って帰った。

これらの学習を基礎に、学習指導要領の新旧対照表（写真4）や、クラブを生徒の自主活動として維持する必要があるといった主旨の論説を載せたパンフレットを作った。最初はカーボン紙で2、3枚ずつ複製していたが、能率が悪すぎた。校内の廃棄処分品を保管する倉庫から輪転機とヤスリ版を持ち出し、幾つかのクラブが器具置場に使用していた倉庫を1畳分だけ借り受けて、パンフレットを大量印刷するための「地下工場」を立ち上げた。仲間と手分けして、教師の目を盗んで昼休みは各クラス、放課後は各クラブを1つずつオルグして回った。一番手強そうな硬式野球部が練習後、

約束どおり生物教室に集まり熱心に聞いてくれたのはうれしかった。

1978年の新学期を目前にして、クラブ単位制について「学校側」の説明を聞くため、「CA」の時間に臨時生徒総会を開くよう生徒会執行部に働きかけた。

「CA」とは「Club and Assembly」の略で、クラブ活動や生徒総会を開催するための時間だ、と説明されていた。ところが、「学校側」は突然「CA」は「Club Activity」の意味だと主張して、この時間には臨時生徒総会を開催できないとして要求を拒否した。しかし、入学時のガイダンス資料では「A」を「Assembly」と説明していたことを示し、生徒議会在決定すればこの時間に生徒総会を開催できることを論証した。このときも、丸善で購入した『高校教科外教育活動・生徒会活動』が役立った。

臨時生徒総会には、理論派として尊敬していた教頭が管理職を代表して一人で現れた。学習指導要領の法的拘束性を理由に実施せざるをえない、という予想ど



写真3 明治屋前で受け取った筑波大学法案反対のビラ

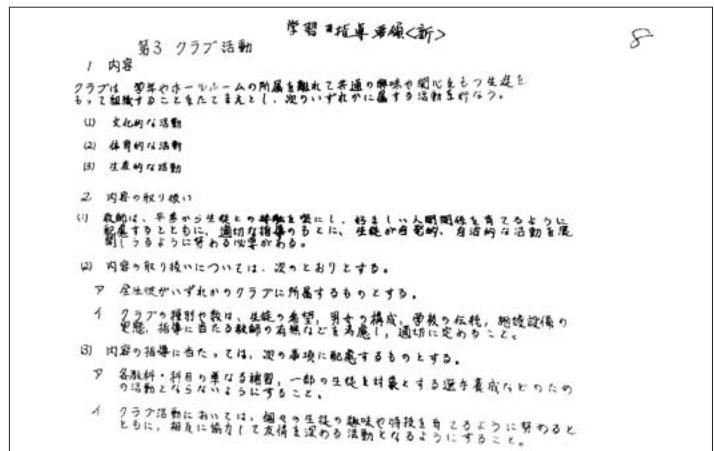


写真4 1973年度施行の学習指導要領：クラブ活動



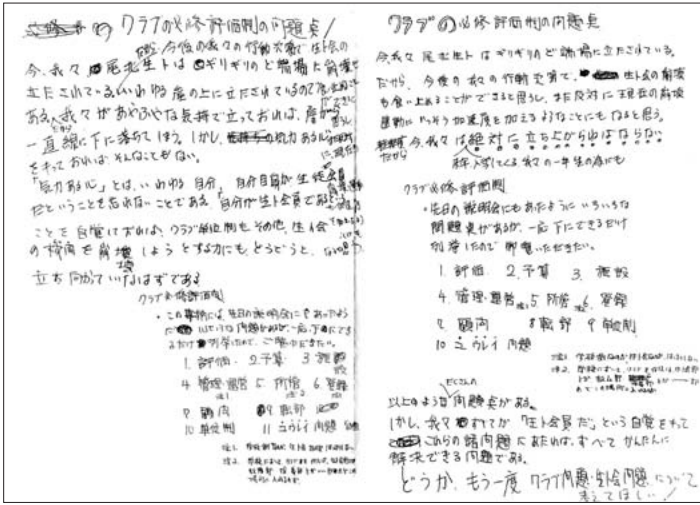


写真5 校内配布ビラ「クラブ必修評価制の問題点」

おりの議論だったが、高校生の議論に2時間近くも付き合ってくれた教頭には心から感謝している。クラブ単位制反対運動(写真5)は形の上では敗北に終わったが、①クラブ活動は生徒の自主活動であることが広く再確認され、②生徒議会が決めればいつでも生徒総会を開催できることが確認できたことは大きな成果だった。学校側の確認文書(写真6)にも、クラブ活動は生徒会の所掌事項であることが明記された。

この数ヶ月間、昼食抜きのクラス・オルグを続けた結果、消化器系の自律神経がおかしくなってしまった

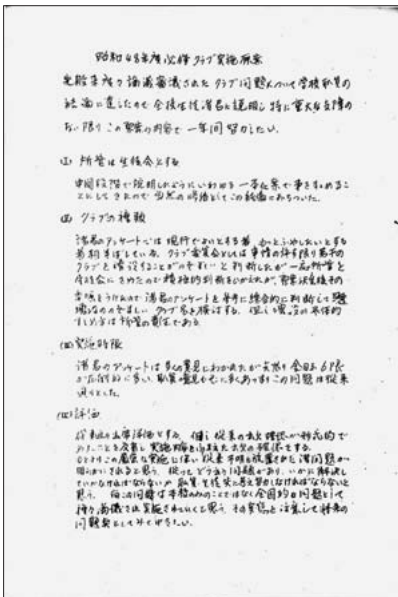


写真6 必修クラブ確認書



写真7 生徒会活動の分析

が、「知は力」の意味を深く理解できた(写真7)。回転機とヤスリ版は元の廃棄物保管庫に戻し、鉄筆と蠟原紙と修正液は手元に残した。鉄筆と蠟原紙は今も書斎の棚で眠っている。

### (6) 何ができ、何を為すべきか —社会科学へ

高校最後の夏休みは、大学受験に備えてそろそろ受験勉強を始めたいという友人たちを説き伏せ、文化祭の自主企画として「九条と自衛隊」シンポジウムを準備するために費やした。すべての政党と主な新聞社・テレビ局に、シンポジウムの趣旨を説明し資料の提供を求める手紙を書いた。宛先は朝日年鑑か何かで調べたのだ

と思う。NHKからは、世論調査をしたから参考にしてほしいと、報告書が届いた(写真8)。日本共産党からは、便箋数枚にわたる手書きの返信があった。日本社会党からは党の機関紙を購読してほしいとの返信があった。卒業までの数カ月間、「社会新報」を購読した。

ところが、文化祭直前の1973年9月11日、チリのサンチャゴで軍事クーデタが起きた。民主的選挙を通じて樹立されたアジェンデ社会主義政権が、アメリカのCIAから支援を受けたピノチェト将軍によって倒されたのである。その少し前から、新聞は、アジェンデ政権に反対する勢力が物流を止めたり、ストライキを組織したりして、チリ経済を混乱させていると伝えてい



写真8 NHK「国民の安全保障意識」



だが、こんなことになるとは予想していなかった。経済の攪乱は民心をアジェンデ政権から離反させ、軍事クーデタを正当化しようとするものだったのだろう。

チリのクーデタは、日本でも野党連合政権が成立した場合、自衛隊による軍事クーデタが起きかねないことを暗示するものだ。私はそれまで、軍隊を海外との戦争や侵略の範疇でだけ捉えていたから、チリの国軍が民主主義的手続きで成立した政権を暴力で倒したことにたいへん大きな衝撃を受けた。

このときまで、私は大学では生物学を勉強し、高校の理科教師になり、いずれは組合専従として労働運動や教育変革運動に参加したいと思っていた。理科を選んだのは、自室でカメ・オタマジャクシ・クモを飼い、学生服のポケットで小型のヘビを育てるほど、生き物が好きだったからだ。趣味の延長線上で、自分の進路を考えていたのだ。1つ年上の友人からは法学部か経済学部への進学を勧められていたが、このときまでは頑なに断っていた。しかし、チリのクーデタを契機に、自分は何をなすべきか、そして自分には何ができるのか、と考えるようになった。

その友人はしばしば、私を自宅に招き、明け方まで多くの書物を紹介してくれた。そのなかで、名古屋大学教養部にいた憲法学の影山日出彌先生の論文には感動を覚えた。影山先生の憲法学は、単なる憲法条文の解釈論ではなく、史的唯物論を基礎とし、憲法をひとつの歴史的社会現象と捉える現代資本主義国家論であり、憲法だけでなく憲法学さえ対象化してしまうものだった。当時は、研究者になることは少しも考えていなかったが、社会を科学的に捉え、社会を変革する手立てを獲得するために、何としても名古屋大学法学部

に進学しようと決めた。しかし、残り的高校生活を受験勉強のために浪費すべきではないとも考えていたので、名古屋大学へは1年浪人して入学しようと決めた。

高校卒業後、河合塾で大学入学試験での得点力向上を目的として、受験勉強に専念した。1年間だけ節を曲げるつもりだったが、どうしても曲げきれなかったようで、河合塾の指導教員からエッセイを書いて提出するよう命じられたとき、原稿用紙5枚ほどの「教育と国家権力」を書いた(写真9)。

(7) 誰でも敬礼・斉唱を拒否できるように

高校時代、最後にしなければならなかったのは、卒業式での日の丸への敬礼と君が代斉唱を「合法的」に拒否する道を開くことだった。高1のとき、その年の卒業式で「日の丸・君が代、反対!」と叫んだ何人かの上級生が処分された、と聞いていたからだ。希望する人なら誰でも、処分を恐れることなく、敬礼・斉唱を拒否できるようにしたいと思っていた。これを高校最後の仕事にしたいと思った。

これには、前の年に学習指導要領や兼子仁の『国民の教育権』を精読したことが役立った。敬礼・斉唱の強制は内心の自由に対する侵害であるうえ、当時の学習指導要領には「国旗を掲揚し、君が代を斉唱させることが望ましい」としか書いてなかった。そこで、まず、①「秩序ある平穏な卒業式」を実施するため、②各クラス2名の代表で構成する卒業委員会が卒業式を自主的に企画・管理し、③答辞はその下部組織として設置する答辞委員会が草稿を作成しクラス討論を経て完成させることを「学校側」に認めさせた。そして、



写真9 河合塾時代のエッセイ「教育と国家権力」

卒業式前の最後のリハーサルの終わりに、「敬礼・斉唱したくない人もいると思うが、それを望んでいる人もいる。秩序ある平穏な卒業式になるよう、『日の丸・君が代、反対!』などと叫ばないでほしい。しかし、望まない人に敬礼・斉唱を強制することはできないから、起立・礼の号令がかかっても着席したままにいることでその意思を表明してほしい」と呼びかけた。

その年の卒業式は、自分自身を含めて被処分者を一人も出すことなく、多くの卒業生が着席したまま敬礼・斉唱の号令に従わなかった。卒業式のあと、クラス担任の教師には「お前に騙された」と言われたが、騙した覚えはない。私は日本国憲法に基づく憲法秩序を自分たちの卒業式で実現したかったのだ。他方、あまり接点のなかった同級生のひとりが、「ごめんね。せっかく頑張ってくれたのに、僕は勇気がなくて起立してしまった。でも、敬礼も斉唱もしなかったよ。ありがとう。」と声をかけてくれた。卒業式では泣かなかったが、このときは涙がこぼれた。管理職の一人から、「君のやり方はスマートだから、内心では好感をもっていた」と打ち明けられた。

私の高校は、生徒を受験勉強に駆り立てることも、管理教育で縛りつけることもなく、世間からはぬるま湯のようだと言われ、無責任に二流とか三流とか言う人もいたらしい。しかし、あの高校での自由な3年間がなければ、自分が進むべき道を見出せなかったし、ほんとうの自分を探り当てることもできなかったらう。

## (8) 全国法ゼミと学生民科法律研究会 一 学術文化運動

1年浪人して、名古屋大学法学部に入学した。当時は、教養部でも学生が自ら指導教官を選ぶ仕組みだったので、影山日出彌先生の研究室のドアをノックした。自主ゼミを組織するから指導してほしいとお願いすると、快く引き受けてくださった。ただし、教養部

時代は広く学んでおくべきだから、テーマは経済学、歴史学、哲学のなかから選べ、との条件付きだった。仲間を募ると、同じクラスの2人が応じてくれた。3人で相談して哲学を学びたいと報告すると、影山先生は、再来週から、隔週で、アルフレッド・コージング編・藤野渉訳『マルクス主義哲学』（大月書店）を読んでいこうとおっしゃった。研究室の掃除や、民科法律学校（民主主義科学者協会法律部会が主催する法律学の連続講演会）のチケット販売もお手伝いした。

他方、学生運動は、講義や自主ゼミなどの学びを基盤に、学術文化運動を基本とし、政治的要求運動はその延長上に構築すべきだと考えていたから、教養部学生自治会の政治主義的な活動方針には同調できなかった。どこから聞きつけたのか、法学部自治会から、そんなふうを考えているなら、全国学生学術文化集会（12月集会）の一環として、全国法学系学生ゼミナール（全国法ゼミ）の大会を名古屋で開催するから、実行委員会のメンバーにならないかと勧誘され、一も二もなく引き受けた（写真10）。

全国法ゼミは大学の法律系サークルの連合体で、東京都立大学の法律研究会が関東地区を、立命館大学の学生民科法律研究会が関西地区をまとめていた。しかし、中部地区には事務局も拠点となるサークルもなかったため、急遽、実行委員会を組織することになったのだ。

大会終了後は、①大会報告集（写真11）を作成し、②実行委員会のメンバーが中心になって名古屋大学に法律系サークルを組織し、③近隣大学の法律系サークルを組織して全国法ゼミの中部ブロック事務局を立ち上げることもミッションに含まれていた。多くの上級生が逃亡してしまったこともあって、2年生になるとすぐ全国法ゼミ中部ブロック事務局を立ち上げ、事務局局長を務めることになった。その半年後には、創設1



写真10 全国法ゼミ

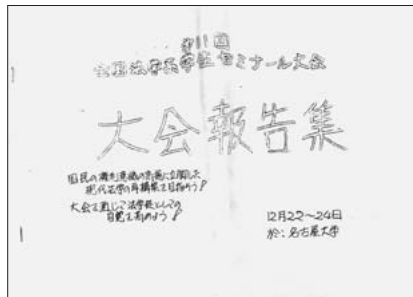


写真11 全国法ゼミ大会報告書



写真12 青海波

周年を迎えたばかりの名古屋大学学生民科法律研究会の会長も兼務することになった。学生民科法律研究会は20名ほどの小さな集団だったが、毎年『青海波』(写真12)という機関誌を発行し、全国法ゼミを通じて学術文化運動の一端を担った。このサークルからは、私が承知しているだけでも、3人の研究者、1人の地方議員、そして多くの自治体職員を誕生させた。

### (9) 大学院教育学研究科へ

1976年、影山日出彌先生は若くして急逝された。影山先生を失ったことは、憲法学・政治学だけでなく、日本の社会科学にとって大きな損失である。教養部から法学部に進み、専門領域を決めなければならない時期にあった私は一時、目標を失ってしまった。ただ、幸運なことに、ちょうどその年に田口富久治先生が法学部に着任されたので、法学部時代の2年間は田口ゼミに参加させていただいた。

田口ゼミでは、ニコ・プーランツァスの『資本主義国家の構造』やラルフ・ミリバンド『現代資本主義国家論:西欧権力体系の分析』のほか、New Left Reviewに掲載された数々の論文を英文で読んだ。学部ゼミなのに大学院生の方が多く参加しており、難解な政治理論を英文で20~30頁ほどは読むことが義務づけられた。その義務を果たすために、論文の青焼きコピーを四六時中持ち歩いた。本を風呂で読むようになったのは、このときからだ。本がふやけるのを心配するゆとりはなかった。

しかし、このときも研究者を目指すつもりはなく、法学部卒業後は教育学部に学士入学し、教育行政学を学ぶとともに、教員免許状を取得して高校の社会科教員を目指そうと考えていた。ところが、教育学部の学生自治会や教育学研究科の院生研究室を訪ねて相談すると、大学院に進学することを勧められたので、あまり深く考えずにそれに従った。運良く大学院入試にも合格できたが、研究室の先輩から教員免許状を取得する暇があったら研究に専念すべきだと助言され、これにもあまり深く考えずに従った。大学での研究や教育を一生の仕事にできる自信はまったくなかったが、何者にも遠慮

することなく自分の信念を語るができる職業は、あるいはそうすることが責務である職業は、他にはあまりないだろうと考えて、どこかの大学に職を得たいと考えるようになった。過去には、大学教員になったのはノーネクタイ・ジーンズで出勤できるからと言ったことがあるかもしれないが、その説明は真実ではない。私のスーツ忌避は、直接生産労働者、安藤昌益が言うところの直耕者へのコンプレックスに由来する。

大学院教育学研究科を受験するにあたって卒業論文の提出を求められたが、法学部では卒業論文を執筆する学生は稀で、私も執筆していなかった。そのため、大学院進学後に研究したいことを書いて提出するよう指示され、「国家と教育—その認識と変革の手掛り—」というタイトルで、原稿用紙にして20~30枚ほどの小論文を書いた(写真13、14)。

忍耐強くここまで読んだ読者は、小論文にこの主題が選択されたのはけっして偶然ではなかったと理解さ



写真13 『国家と教育—その認識と変革の手掛り—』タイトル

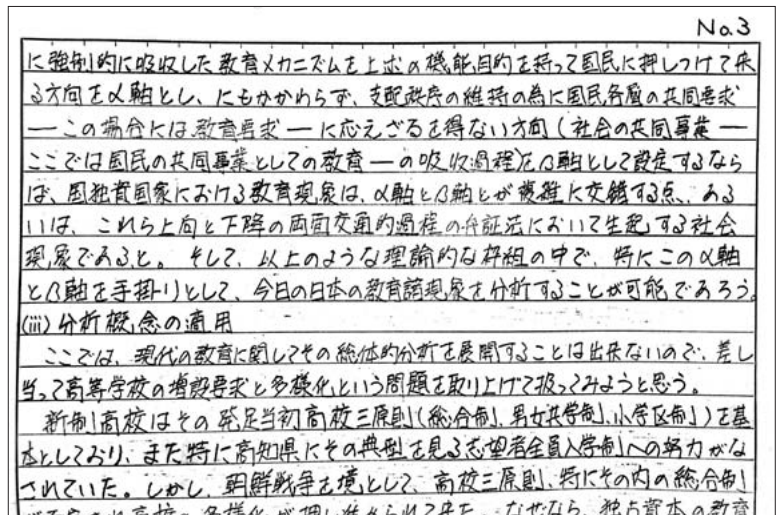


写真14 『国家と教育—その認識と変革の手掛り—』本文



れたのではないだろうか。もちろん、当時の私は、私の「彼の歩んだ道」を振り返って意識的にこの主題を選択したわけではない。しかし、そのときどき自覚的にあるいは無自覚に、ここに行き着くほかない道歩んでいたのであると思う。

その後、私は「国家と教育」を主題とする論文は書いて来なかった。しかし、青土社にご提案いただいて、ここ10年間に執筆した論文を書物にまとめて刊行することになったとき、その本に『国家と教育：愛と怒りの人格形成』というタイトルを与えた。私にとって最も熱心な読者であり、最も的確な批評家の一人である友人S氏から、「君は様々なテーマで論文を書いているが、結局のところ国家を論じているんだね」という言葉をいただいたからだ。

## 2. 現代資本主義国家と新自由主義的国家改造

ここでは、私の教育学研究の背景にある、現代資本主義国家とその新自由主義的改造の本質理解をスケッチしておく。

### (1) 資本主義国家の任務

資本主義国家の基本的任務は、経済的支配階級による階級支配を確保し再生産することにある。そして、この任務は次の二つの事務を通じて遂行される。

第一に、資本主義国家は、次のような「支配階級の共同事務」を担い、組織的・系統的に遂行する。

- ①支配階級の被支配階級に対する経済的支配を自由意思に基づく契約関係と説明して隠蔽しつつ、被支配階級を「国民」として政治的に統治すること
- ②支配階級内部の利害調整を図りつつ、支配階級の階級意思を国家意思に変換し、階級支配に公権力による国民統治という外形を与えること
- ③外国による侵害を排除するとともに、海外市場を拡張して国内資本の活動領域を拡大すること（しばしば軍事力を用いて）

つまり、資本主義的生産関係、したがって階級支配を維持し、資本の利潤追求と資本蓄積を助けることが資本主義国家の第一任務である。

第二に、資本主義国家は補助的・副次的機能として「社会的・共同的事務」を処理する。社会的・共同的事務とは、人間社会の存立・存続に必要な広い意味でのインフラの整備（道路・水利事業、衛生事業、貨幣の鑄造・発行等の経済的機能、支配階級の成員をもふく

む諸個人による秩序侵害の排除）の業務を言う。公教育もこの社会的・共同的事務の一つである。社会が身分や階級に分裂する前の前国家的段階においては、社会的・共同的事務の処理は文字どおり社会自身によって担われた。ところが、資本主義的生産関係が社会を階級に分裂させると、これらは社会を成り立たせるために必須の事務であるにもかかわらず、資本主義自体は社会的・共同的事務を遂行する契機を内包していないため、国家が社会的・共同的事務を担わざるをえなくなったのである。なお、新自由主義は、資本主義国家が担ってきた社会的・共同的事務に市場的価値を強引に付与し、公務を商品化・市場化しようとするものである。

また、国家は、社会的・共同的事務を担うことで、自らが公共性を担う唯一の存在であることをアピールし（「公」の独占）、公権力として国民を政治的に統治することに正統性を確保してきた。これは、国家以外には公共性、国民全体の利益を担いうるものはないといった国家イデオロギーを生み出し、国家が公教育の目的・目標・内容・方法を権力的に管理することさえ当然かつ必要なことだと公教育観を導き出す。

さらに、国家は「公」の独占を維持するために、社会内部から民衆的・自律的公共性が生まれ始めると、それらが萌芽のうちに摘み取り、あるいはそれらを国家的公共性の枠内に取り込み、被支配階級が主体的に民衆的・自律的公共性を作り出すことを阻止しようとする。そして、国家なしには社会的・共同的機能は遂行できないという、国家への依存、国家への一体化を強化し、被支配階級の政治的統合と経済的支配への同意が調達される。

要するに、資本主義国家は、①資本主義経済に内在する階級支配を、国家による国民統治という外被で覆い不可視化するとともに、②「国民主権」すなわち国民自身による統治（government by the people）という虚構によって、国家による国民統治にも正統性を確保している。したがって、認識論上は、「国民国家」や「福祉国家」も社会の階級分裂・対立を隠蔽する国家イデオロギーのひとつとして把握しておく必要がある。

ただし、ここでは認識論のレベルで資本主義国家の虚偽性を暴くことが課題であり、国民主権や基本的人権についてもその虚構性に言及しなければならない。しかし、経済学・政治学をベースとする認識論としての国家本質論の議論と、国家の統治手段である現行法を武器として国家による国民統治と対峙する場面における法律学的戦略・戦術論とははっきり区別し、それらを使い分けて立論することが必要である。



## (2) 新自由主義的国家改造 — 福祉国家的統治形態の廃棄

資本主義国家は多様な統治形態を取りうるが、第二次大戦後から一九七〇年代中頃までの介入主義国家は、被支配階級の政治的・社会的・経済的要求をある程度受け入れ、また支配階級の利益をある程度抑制し、資本主義経済が生み出す社会諸矛盾を緩和・是正することで、被支配階級から資本主義的支配への合意を取り付けてきた(福祉国家的統治形態)。教育制度に関して言えば、この時期には、後期中等教育・高等教育を含む教育の機会均等の拡大や公費教育の拡充が図られた。ただ、そのときも、被支配階級の要求どおりにコストを負担するわけではなく、教育制度に関して言えば、労働力需要に対応して人材を供給できるように学校制度を編成したり、歴史の歪曲や一面的価値の押し付けを通じて国民の政治的統合に資するよう教育課程を編成したりしていることには注意を要する。

この意味で、福祉国家における教育機会の拡大・均等化や社会福祉・公的医療に要する公財政支出は、資本主義的生産関係を維持するための必要経費(統治コスト)にはほかならない。階級間の力関係において被支配階級が相対的に優位を保っている時期には、支配階級は国家が支出する統治コストの増大に妥協せざるをえない。しかし、統治コストの増大は支配階級にとっては領有する富の減少を意味するため、支配階級は公教育・社会福祉・公的医療の抑制を求め、統治コストの負担を回避しようとする。このため、富の市場的配分と再分配制度にかかわる対立は、法的には生存権・教育を受ける権利・労働基本権といった社会権の基本権保障をめぐる問題として、経済的には労働分配率や所得再分配制度の問題として非和解的争点を構成している。

ただ、資本主義の諸矛盾を膨大な国家財政支出を伴う施策・制度を通じて解決しようとするかぎり、福祉国家は早晚国家財政危機に陥らざるをえず、先進資本主義諸国は福祉国家的統治形態に代わる統治形態を模索せざるをえなかった。資本主義に対抗的な世界経済体制が崩壊した一九九〇年代以降は、福祉国家的統治形態に固執する理由は失われ、新自由主義的統治形態が選択されることとなった。

こうして、欧米では一九七〇年代後半乃至一九八〇年代以降、日本でも一九九〇年代以降、

- ①国際・国内市場の拡大と非市場部門の市場化
- ②独占資本に有利な市場と競争ルールの確立
- ③産業構造の転換のための不採算部門の整理

- ④国家財政の独占資本の利益実現のための使用
- ⑤福祉国家的統治コストの削減
- ⑥グローバル人材・競争力人材の育成と海外からの調達
- ⑦産業と学術研究の軍事部門への進出

などを目的・内容とする新自由主義的改革が展開されてきた。これらは福祉国家的統治形態の廃棄であるがゆえに、国・地方自治体を貫き市民の自律的活動領域の再編成にまで及ぶ国家改造という形態をとらざるをえない。

## (3) 競争による統合と、市場的価値による支配

新自由主義的統治形態は、「競争による統合」とでも言うべき国民統治を特徴とする。新自由主義的競争制度には、

- ①国民の全活動領域にわたる競争主義的再編成
- ②全活動領域への単一の市場的競争ルールの適用と各領域の固有性の否定
- ③競争の結果生ずる格差を緩和・是正する措置の極小化
- ④全国民の競争制度への組織化

といった特質がある。この競争が社会全体を覆うようになると、諸個人はそれらを受け入れる以外には自らの生存条件を確保できないという閉塞状況に追い込まれてしまう。そのため、競争に参加することが合理的な選択だと判断されるようになる。

また、所得再分配制度や公教育・社会保障・公的医療などの公共サービスが縮小したことで、所得格差がそのまま、生活や人生の格差として現れてくる。ところが、窮乏化する国民の不安と不満は、自分より優遇されている他者に対する攻撃=引き下げ競争に組織化されやすく、排他的競争制度に回収されてしまう。競争とその帰結である格差の固定が、排他的競争に対する不満を封じ込め、人々は競争の中に一発逆転のチャンスを求めるよう方向づけられてしまうのである。したがって、「自助→共助→公助」という序列は、かつて福祉国家が引き受けた「公助」の極小化を意味する。また、「たくましい日本人」や「生きる力」といったフレーズもまた、排他的競争を生き抜く人間像のイデオロギー的表現である。

こうなると、国家による政治的統治に媒介されることなく、資本主義的階級支配がそのまま貫徹する局面が増大することになる。福祉国家における政治的国民

統治は、独占資本による経済的階級支配を覆い隠す外被の役割を担うものであったが、国家が介在する限りにおいて民主主義的意思決定や基本的人権を尊重させる余地があった。ところが、新自由主義段階では、国家による統治に媒介されることなく、市場経済が直接人々を操作し、経済的支配が貫徹していく。競争主義の市場原理自体には、民主主義的意思決定や基本的人権を尊重する契機が内包されていない。公立学校は経済界・産業界の人材需要＝人材の市場的価値序列によって直接操作され、また独占資本の人材需要を内面化した児童生徒や保護者の要求に直面することとなる。

さらに、資本制社会の市場における選択はつねに、当事者の意思を超えた経済合理性という磁場にさらされている。市場における選択の自由は、多様な価値観の共存を受容するものではなく、資本主義適合的な嗜好を諸個人に内面化させ、市場的価値に沿った選択を強制する。個人の「自由」な選択は経済的交換価値に縛られ方向づけられているのであり、「学校選択の自由」は資本主義的労働市場・教育市場における強制された選択の虚偽的表現でしかない。

#### (4) 新自由主義的統治形態の抑圧性

新自由主義改革は、①支配階級の経済活動の自由を無際限に拡大し、②支配階級の利潤追求を可能かつ容易ならしめる制度的条件を整備するため、③被支配階級に対する搾取と収奪を強化しようとするものであり、支配階級の被支配階級に対する階級闘争という性格を有する。

その際、福祉国家の公教育・社会保障・公的医療は、被支配階級が階級闘争を経て支配階級から勝ち取った歴史的成果でもあるから、支配階級がこれらを廃棄し搾取・収奪を強化するためには、国家の公権力の助けを借りて被支配階級を抑圧し続けなければならない。このため、新自由主義国家は「小さな政府」どころか、きわめて抑圧的な政府にならざるをえない。

それは第一に、民主主義と社会諸活動の危機として現れる。社会諸活動が健全に成立するためには、①社会諸活動それぞれが内在する固有の価値や原理を尊重し、②社会構成員の合意形成過程への参加を保障することが不可欠であるが、新自由主義改革はこの両方を否定してしまう。資本主義社会における社会諸活動は元来、究極的には市場的価値の影響を受けざるをえないが、社会諸活動はその領域ごとに固有の論理を内在させており、それらは仮象的ながら民主主義と基本的人権尊重を原理とする国家に媒介されることによっ

て、市場原理に優先して働く余地がある。ところが、新自由主義改革は、国家が遂行してきた諸機能を、民主主義・基本的人権尊重による抑制の契機を内在させない市場原理に委ねてしまう。教育の商品化・市場化は、学校教育を利潤追求の手段化することと捉えられがちであるが、公教育の管理を、学習・教育に内在する原理が及ばず、民主主義的統制と基本的人権尊重原理が機能しない市場に委ねてしまう問題としてこそ理解されるべきだろう。

第二に、社会諸領域における活動に内在する固有の原理に立脚し、自律性をもって専門職務に従事する人々に対する攻撃が強まる。予め定められた目標の達成度を基準とする成果主義的教員評価制度はその典型であり、目標設定と評価を通じて、職務遂行の自律性が保障されるべき専門職の職務遂行過程が他律的に管理される。

今日では、教育現場にも PDCA サイクル (Plan-Do-Check-Action) が業務改善システムとして持ち込まれている。これは、教育のように、本来は専門職の自律的遂行に委ねざるをえない業務を、その専門領域の外側から管理するシステムであって、教員には上級機関が設定した目標を達成することが求められる。教育内在的な論理に根ざし、また子どもの実態とニーズに応答すべく創意工夫をもって行われるべき教師の教育活動を目標管理の対象とすることは、教師の専門的力量を低下させ学校教育の劣化をもたらしかねない。

第三に、市場を通じて実現される経済的支配によって生み出される民主主義の抑圧や基本的人権侵害に対する被支配階級の抵抗を抑圧するため、治安・公安警察やそれを正統化する司法の機能が強化される。また、国の法令や資本主義的経済秩序に則って行動することを国民に要求し、学校教育を通じて子どもや親に規範主義的倫理や行動規範が押し付けられる。しかし、これを強めれば強めるほど自律的な倫理観・行動規範の形成が阻害されるため、警察国家化と治安維持コストの増大を招きかねない。また、学校における政治的教養教育は、国民の政治的活動を選挙制度内に封じ込め、国民の主権者性をますます形骸化させることとなる。

第四に、国家機構内部でも意思決定部門の実施部門に対する管理が強化されるほか、地方自治体の政策立案・実施に対する国の抑圧性が増大している。たとえば、法人化以降の国立大学は、「自主性・自律性」の尊重は名ばかりで、政府に対する大学自治が衰退する一方、大学内部では大学構成員に対する抑圧が強まっている。また、地方財政は恒常的に窮乏状態に置かれて

おり、「地方分権」が強調されるものの、地方自治体の政策立案・実施は国家戦略の枠内に押しとどめられる。

### (5) 国家の転換へ 一教育と教育行政の転換

教育学の世界では、公教育は、国家（国・地方公共団体）と不可分のものとして捉えるのが一般的だ。幾つかの辞典を調べると、「公教育」は次のように説明されている。

「公の性質をもち、法律の定めにもとづいて運営されている教育組織」（五十嵐顕・大田堯・山住正己・堀尾輝久編『教育小辞典』岩波書店 p.101）

「国または地方公共団体により組織化され、または管理される教育」（平原春好・寺崎昌男編『教育小事典』学陽書房 p.100）

「狭義においては、公共の資金によって設立された教育施設で行われ、国または地方自治体の教育行政機関によって管理される公費による教育（公費教育）を指すが、広義においては、国や地方自治体により公的に条件整備されている教育をいう。」（兼子仁・神田修編著『教育法規事典』北樹出版 p.140）

「公費によってまかなわれ公的関与のもとにおかれた教育」（青木一・大槻健・小川敏夫・柿沼肇・斎藤浩志・鈴木秀一・山住正己編『現代教育学事典』労働旬報社 p.274）

これらは、①歴史的意味での公教育の成立には公権力（国、地方公共団体）が関与したという歴史認識、②現代における公教育は多かれ少なかれ公権力によって管理されているという現状認識、③公教育は公費（国、地方公共団体が国民から徴収し管理する資金）によって維持管理されているとの現状認識及び公費で維持されるべきだとの当為、を共有している。要するに、公教育は近代以降、国家が関与して組織された教育の仕組みであると認識されている。

公教育とは国家が関与して組織運営される教育制度であると理解すると、それが人権論と結びつくと、国民の教育の自由を確保したうえで、国家は「教育の機会均等」や公費教育を実現する責務を負わなければならないという教育制度原理が生まれる。しかし、学習指導要領や教科書検定を媒介とする国家による教育内容統制が恒常化している日本では、国家の関与なしには公教育は成り立たないとの観念が生まれ、国家が公教育の目的・目標を法定したり、学校の教育内容を権力的に管理したりするのを当然かつ必要なことと

捉える傾向がある。

しかし、時間の軸をもう少し過去にさかのぼると、近代以降に成立した公教育制度とは異なって、国家が関与しない、公教育と教育行政の原始的な姿が見えてくる。

教育は、学ぶ者と教える者の間に成立する人間関係であり、ひとつの社会関係として歴史的に発展してきた。この社会関係は当初、原始的な家族内部での自然発生的な関係として誕生したはずだ。ここでいう家族とは、一夫一婦制の近代家族ではなく、多様な婚姻関係の血縁家族やそれらが集合した大家族、つまり原始的な家族を想定している。

近代以降に視野を限定すれば、公教育の原点を近代家族の私事としての教育に求めることになるだろう。しかし、近代家族成立以前に遡って考えると、教育という営みは原始的共同体内部において血縁関係を越えた社会関係として存在し、原始共同体そのものが教育を担っていたと考えるべきだろう。私教育は家庭が担い、公教育は国家が組織運営するという理解の仕方は、近代以降にのみ当てはまる。近代的意味での公私の区別が成立する前の原始共同体においては、学習と教育は私事としてではなく、共同体の共同事務として成立したはずである。

ここでは、共同体の共同事務として成立した教育を、公教育の原型＝原始的公教育と捉えることにしよう。もちろん、ここで言う原始的公教育とは、近代以降に多かれ少なかれ公権力が関与して成立した公教育制度のように制度化・体系化されたものではない。多くの場合、少なくともその初期の段階では、日常的な採取・狩猟・耕作などの生産の諸過程が、そのまま学習・教育の過程と重なり合い、学習・教育は日常生活に必要な知識・技術の非系統的な伝達にはかならなかっただろう。教育が一つの独立した社会的事業（学校教育）として析出し、職務として分業化され教育に専従する人間集団（職業的教員）を析出するのは、ずっと後のことである。

原始共同体が発展するにつれて、学習・教育の目的・内容やそれを物質的に成り立たせる資源配分は共同体構成員の共通の関心事にならざるをえず、原始的公教育の運営に共同体構成員の自覚的な意思が介在するようになったであろう。このことは、原始共同体内部にその共同事業として公教育が誕生すると、それらに対応して原始的公教育を維持・管理する業務が誕生したということだ。共同体にある一つの共同事業が成立するためには、共同体内部にそれを管理する業務が、これまた一つの原始的な共同業務として誕生するのだ。

共同体は自らを再生産するために、構成員の世代的更新に対応して古い世代が獲得した知を新しい世代に伝達するとともに、共同体を成り立たせる価値の共同性を維持しなければならない。ここに、共同体が構成員の学習・教育を公教育として組織し、その管理業務＝教育行政を共同体の業務として遂行する理由がある。人間の共同体が成立するところには、その共同事業としての公教育が成立し、さらにその共同管理業務として原始的な教育行政が成立するのである。

近代以降、経済的階級支配に対応して国民を政治的に統治する国家が、公教育を維持・管理する地位に就き、その管理業務を教育行政と称している。これは、原始的な公教育の共同管理業務としての原始的な教育行政とは、明確に区別しなければならない。このことは、近代以降における国家による教育行政は公教育管理の特殊な形態にすぎず、国民統治作用という要素を抜き取った共同体構成員自身による公教育管理としての教育行政が再構築される可能性も論理的にはありうることを意味している。

歴史的にも、初期アメリカのタウンシップにおけるコモンスクールの地域住民による共同管理にその例を見ることができるし、大正期の自由大学運動もまた学習・教育の自主管理の位置形態にはかならない。今日

では私教育に分類される寺子屋のような教育形態にも学習・教育の共同性を認め、そこに公教育の萌芽を見出すことは可能であろう。

しかし、教育と教育行政から国家を退場させればよいということにもならない。現代社会は究極的には資本主義の市場原理に支配されており、国家の教育と教育行政からの退場は、それらを市場原理に委ねる結果をもたらしかねないからだ。そうなれば、教育と教育行政を共同体の共同事務として再生させるところか、教育の商品化と学習の競争手段化を招きかねない。

したがって、究極的には社会の経済的構成原理自体の転換が必要となるとしても、当面は資本主義国家が国民統合のために虚構的に掲げる民主主義と基本的人権に実質を与えることを通じて、国家の基本的任務を転換させる道を探ることが戦略的課題となるだろう。

### 〔参考文献〕

- 田口富久治「先進国革命の国家論」『国家と革命（講座史的唯物論と現代5）』（青木書店、1978年）。
- 田口富久治『行政学要論—現代国家と行政の理論』（有斐閣、1981年）。
- 田口富久治『政治学の基礎知識』（青木書店、1990年）。



## From Practice to Research, from Research to Practice

Tetsuhiko NAKAJIMA\*

From April 1998 to March 2020, I have been engaged in research and education on education administration, school law, and education policy at the Graduate School of Education and Development Sciences, Nagoya University. At the same time, he served concurrently as a member of Inuyama City Board of Education from October 2000 to September 2008, served as the chairman of the Central Executive Committee of the Faculty and Staff Union of Japanese Universities (Zendaikyo) from July 2009 to June 2015, and served the Principal of Nagoya University Affiliated Upper and Lower Secondary Schools from April 2017 for two years.

In addition, in April 2010, we joined the establishment of Nationwide Network for “End Child Poverty.” Through the activities of this civil association, I encouraged the Diet to enact and revise the Act on the Promotion of Poverty for Children, and to make connections between local citizens and local governments. Some people think that education and research in university should be distinguished from labor and social movements, but for me they all are on the same horizon.

Has also participated. It may be a distinction between college education and research and the work and social movements, but for me they are all on the same horizon.

I believe that the essence of learning lies in expanding oneself through the acquisition of new knowledges. Self-expansion is not about setting boundaries with others, but about creating a new self that incorporates others. Understanding others is also creating a new self. And a self that incorporates others is nothing but a self that loves others and can get angry for others.

Also, I think that those who engage in social science have a responsibility to discover the social problems to be solved, analyze their essence, and propose solutions. By fulfilling this responsibility, academics can be socially recognized for their *raison d’être* and secure their social and material existence base.

In this paper, “1. Approach to Social Science” outlines the path that I have taken before reaching the social sciences, limited to before entering graduate school. I will introduce photos that represent my efforts from junior high school to university. And in “2. Modern Capitalist State and Neoliberal State Reform”, I sketch the understanding of the essence of the modern capitalist state and its neoliberal reform in the background of my pedagogical research. This part is part of the introduction included in my book “State and Education: Personality Formation for Love and Anger” (Seido-sha, March 2020).

### Introduction

#### 1. Approach to Social Science

- (1) I washed 10 yen coin – Poverty and exclusion
- (2) Confronting unreasonableness – poverty, colonial rule, high school entrance examination
- (3) Getting angry for others, fighting for the weak
- (4) Developing “my demands” to “our demands” – Cultivating citizens who practice democracy

- (5) Efforts to prevent the implementation of the National Curriculum Standards for Senior High School
  - (6) What can I do and what should I do? – Towards Social Science
  - (7) I wished everyone could refuse to salute the national flag and sing the national anthem at the graduation ceremony.
  - (8) National Law Students Seminar and Student Association of Democracy Scientists – Academic and Cultural Movement.
2. Modern capitalist state and neo-liberal state reform
- (1) Duties of the capitalist state
  - (2) Neoliberal State Reform – Abolition of Welfare State Governance
  - (3) Political integration through competition, and economic control by market value
  - (4) The repressive nature of neoliberal governance
  - (5) Transformation of the modern capitalist state – Fundamental reform of education and educational administration.

---

\* Professor, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University

## 中嶋 哲彦 教授 略歴

1955年9月16日 名古屋市生まれ

### 学歴

1974年3月31日 愛知県立尾北高等学校卒業  
 1975年4月1日 名古屋大学法学部入学  
 1979年3月31日 名古屋大学法学部政治学科卒業  
 1979年4月1日 名古屋大学大学院教育学研究科博士課程前期課程（教育学専攻）入学  
 1981年3月31日 名古屋大学大学院教育学研究科博士課程前期課程（教育学専攻）修了  
 1981年4月1日 名古屋大学大学院教育学研究科博士課程後期課程（教育学専攻）進学  
 1986年3月31日 名古屋大学大学院教育学研究科博士課程後期課程（教育学専攻）単位等認定中退  
 1998年4月9日 博士（教育学） 名古屋大学・論教育博第72号



### 職歴

1986年4月1日 久留米大学商学部講師  
 1988年4月1日 久留米大学法学部講師（改組による）  
 1990年4月1日 久留米大学法学部助教授  
 1992年4月1日 久留米大学文学部助教授（改組による）  
 1998年4月1日 名古屋大学教育学部助教授  
 2000年4月1日 名古屋大学大学院教育発達科学研究科助教授（大学院重点化による）  
 2002年5月16日 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授  
 2017年4月1日 名古屋大学教育学部附属中学校・高等学校校長  
 2020年3月31日 退職

### 学外における活動

2000年10月1日 犬山市教育委員（2008年9月31日まで）  
 2009年7月1日 全国大学高専教職員組合中央執行委員長（2015年6月30日まで）  
 2010年4月1日 「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク世話人（現在に至る）

\*

2006年12月7日 第165回国会参議院教育基本法に関する特別委員会 参考人  
 2007年5月15日 第166回国国会衆議院教育再生に関する特別委員会 参考人  
 2014年5月7日 第186回国国会衆議院文部科学委員会 参考人

### 学会役員

2001年6月 中部教育学会事務局長（2003年6月まで）  
 2001年10月 日本教育行政学会事務局長（2005年10月まで）  
 2002年6月 日本教育法学会理事（現在に至る）  
 2003年6月 中部教育学会理事（2009年6月まで）

## 中嶋哲彦教授 略歴・研究業績

2004年10月	日本教育行政学会理事（2010年10月まで）
2008年6月	日本教育政策学会理事（2011年6月まで）
2009年6月	中部教育学会会長（2015年6月まで）
2010年10月	日本教育行政学会常任理事（2019年10月まで）
2011年6月	日本教育政策学会常任理事（現在に至る）
2011年8月	日本教育学会法人理事（2019年8月まで）
2013年5月	日本教育法学会事務局局長（2016年5月まで）

### 日本学術振興会科学研究費補助金（代表のみ）

奨励研究（A）1990年度「米国における個人教育情報閲覧権と教育参加に関する研究」

基盤研究（C）1997～1999年度「障害児教育における個人教育情報の本人開示と親の教育参加に関する日米比較研究」

基盤研究（C）2001～2003年度「地方自治体における教育情報管理体制と公開・開示基準に関する総合的・開発的研究」

基盤研究（C）2004～2007年度「地方分権的教育行政・自律的学校運営とその民主主義的規制に関する理論的・実践的研究」

基盤研究（C）2008～2011年度「新教育行政基本法制下における地方教育行政改革に関する理論的・実践的研究」

基盤研究（C）2012～2014年度「国の学校制度基準の規制緩和と地方公共団体の自律的自己規制力の成立条件に関する研究」

基盤研究（C）2015～2017年度「公教育における規制改革の推進と教育委員会制度改革」

基盤研究（C）2018～2020年度「教育福祉論の再構築に立脚した『子どもの貧困』概念の再定義のための教育学的研究」

### 総長裁量経費

取組区分：世界屈指の研究成果を生み出す研究大学へ

2018～2022年度「障害等のために就学に困難を抱える生徒に対する教育的支援及び教育福祉に関する理論的・開発的研究とその社会還元」



## 研究業績

### 1. 著書

#### (単著)

中嶋哲彦『生徒個人情報への権利に関する研究：米国の FERPA を中心に』風間書房（1998年）

中嶋哲彦『教育の自由と自治の破壊は許しません。：大阪の「教育改革」を超え、どの子も排除しない教育をつくる』かもがわ出版（2013年1月）。

中嶋哲彦『教育委員会は不要なのか：あるべき改革を考える』岩波書店（2014年9月）。

中嶋哲彦監修『考えよう！子どもの貧困：なぜ生じる？なくす方法は？』PHP 研究所（2017年9月）。

中嶋哲彦『国家と教育：愛と怒りの人格形成』青土社（2020年3月）。

#### (共著)

鈴木英一他編『教育と教育行政』勁草書房（1992年）「教育評価と教育行政」。

日本教育法学会編『教育法学辞典』（学陽書房、1999年）、「授業料と学費の法的性格」（pp.376-378）。

平原春好編『学校参加と権利保障』北樹出版（1994年）「学校における個人情報コントロール権の保障とその限界」。

田原迫竜磨編『教育行政の課題と展開』コレール社（1995年）「子どもの権利条約と教育・教育行政」

鈴木英一編『教育改革と教育行政』勁草書房（1995年）。「教育における情報への権利」

井上豊久・勝山吉章編『教育っていったいなんだろう』福村出版（1995年）「教育行政の原理としくみ」「現代公教育と子どもの権利」。

仙波克也・有吉英樹編『教育行政の課題と展開』（コレール社、1995年）、「子どもの権利条約と教育・教育行政」。

河村正彦編著『新しい社会と教育の基礎』福村出版（1997年）「公教育と子どもの権利」

九州地区教育実習研究会編『教育実習の探求』（中川書店、1996年）、「教育実習に関する法令」。

笠柴治編『世界と人間の再発見』九州大学出版会（1998年）「今日の学校と教育：中教審・教課審の批判的検討」

堀尾輝久他編『組織としての学校』講座学校第7巻、柏書房（1996年2月）。「教育情報の公開・開示」

日本教育経営学会編『自律的学校経営と教育経営』玉川大学出版部（2000年12月）。

日本教育法学会編『子ども・学校と教育法』講座現代教育法第2巻（三省堂、2001年6月）。

全国大学高専教職員組合編『国立大学の改革と展望』（日本評論社、2001年5月）。

坪井由実・井深雄二・大橋基博編『資料で読む教育行政』勁草書房（2002年）。

犬山市教育委員会『犬山発21世紀日本の教育改革』黎明書房（2003年）。

中井浩一編『学力論争2003』中央公論社（2003年）。

楠達雄編『教育自治と教育制度』大学教育出版（2003年）。

日本教育法学会『教育基本法改正批判』日本評論社（2004年）。

日本子どもを守る会編『子ども白書2004』草土文化（2004年8月）。

諏訪春雄責任編集『今、教育の原点を問う』勉誠出版（2005年11月）。

21世紀 COE プログラム東京大学大学院教育学研究科基礎学力研究開発センター編『日本の教育と基礎学力：危機の構図と改革への展望』明石書店（2006年2月）。

日本教育法学会教育基本法研究特別委員会編『憲法改正の途をひらく教育の国家統制法—教育基本法改正政府案と民主党案の逐条批判—』母と子社（2006年）。

『新・教育基本法を問う—日本の教育をどうする』学文社（2007年）。

犬山市教育委員会編『全国学力テスト、参加しません。—犬山市教育委員会の選択』明石書店（2007年）。

浦野東洋一・佐藤広美・中嶋哲彦・中田康彦『改定教育基本法 どう読みどう向き合うか』かもがわ出版（2007年）。

田中孝彦・世取山洋介編『安倍流「教育改革」で学校はどうなる』大月書店（2007年）。

佐貫浩、世取山洋介編『新自由主義教育改革：その理論・実態と対抗軸』大月書店（2008年3月）。

湯澤直美・浅井春夫・岩川直樹・小西佑馬・中西新太郎・平湯真人・松本伊智朗・水島宏明・山野良一編『子どもの貧困白書』明石書店（2009年）。

- 平原春好編『概説教育行政学』東京大学出版会（2009年）。
- 仙波克也・榊達雄編『現代教育法制の構造と課題』コレール社（2010年）。
- 「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク編『イギリスに学ぶ子どもの貧困解決：日本の「子どもの貧困対策法」にむけて』かもがわ出版（2011年8月）。
- 教育科学研究会編『大阪「教育改革」が問う教育と民主主義』かもがわ出版（2012年8月）。
- 全国学校事務職員制度研究会・「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク編『元気の出る就学援助の本』かもがわ出版（2012年）。
- 湯澤直美他編『大震災と子どもの貧困白書』かもがわ出版（2012年）。
- 日本教育制度学会編『現代教育制度改革への提言：日本教育制度学会20周年記念出版』下巻 東信堂（2013年11月）。
- 日本教育行政学会研究推進委員会編『教育機会格差と教育行政—転換期の教育保障を展望する—』福村出版（2013年）。
- 日本教育法学会編『教育法の現代的争点』法律文化社（2014年）。
- 伊藤良高編『「教育と福祉の課題』晃洋書房（2014年）。
- 三輪定宣・浪本勝年編『教育の法と制度』学文社（2014年）。
- 日本婦人団体連合会編『女性白書2015』ほるぷ出版（2015年8月）。
- 井深雄二・大橋基博・中嶋哲彦・川口洋誉編『テキスト教育と教育行政』勁草書房（2015年10月）。
- 教育行政学会編『地方教育行政法の改定と教育ガバナンス—教育委員会制度のあり方と「共同統治」』三学出版（2015年）。
- 日本婦人団体連合会編『女性白書2016』ほるぷ出版（2016年8月）。
- 松本伊智朗・「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク編『子どもの貧困ハンドブック』かもがわ出版（2016年11月）。
- 日本婦人団体連合会編『女性白書2018』ほるぷ出版（2018年8月）。
- 平松知子・鷹咲子・岩重佳治・小野川文子・吉田千亜・上間陽子・飯島裕子・山野良一・萩野悦子・中嶋哲彦『誰も置き去りにしない社会へ：貧困・格差の現場から』新日本出版社（2018年1月）。
- 日本教育学会日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編『教育勅語と学校教育：教育勅語の教材使用問題をどう考えるか』世織書房（2018年）。
- 日本婦人団体連合会編『女性白書2019』ほるぷ出版（2019年8月）。
- 日本子どもを守る会『子ども白書2019』かもがわ出版（2019年8月）。
- \*
- 市川須美子・浦野東洋一・小野田正利・窪田眞司・中嶋哲彦・成嶋隆『教育小六法』2003～2015年版（学陽書房）。
- 市川須美子・小野田正利・勝野正章・窪田眞司・中嶋哲彦・成嶋隆『教育小六法』2016～2019年版（学陽書房）。
- 市川須美子・勝野正章・窪田眞司・今野健一・中嶋哲彦『教育小六法』2020年版（学陽書房）。
- \*
- 日本教育法学会編『教育法学辞典』（学陽書房、1993年）。
- 日本教育行政学会『教育行政総合辞典』（教育開発研究所、2001年）。

## 2. 論文等

(1981年)

中嶋哲彦「アメリカの教育行政における連邦の役割に関する研究—初等中等教育法タイトル1の分析を中心に」『名古屋大学教育學部紀要 教育学科』第28巻（1981年）211-221頁。

(1982年)

中嶋哲彦「アメリカにおける父母の教育参加に関する考察—タイトルI 父母諮問委員会の法制化過程を中心に」『名古屋大学教育學部紀要 教育学科』第29巻（1982年）209-220頁。

中嶋哲彦教授 略歴・研究業績

(1984年)

中嶋哲彦「アメリカにおける国益重視の『教育改革』—『危機に立つ国家』を批判する」『教育』第34巻第4号(1984年4月)118-126頁。

(1985年)

中嶋哲彦「アメリカ合衆国における教育改革に関する考察」『教育論叢』第28号(1985年)1-20頁。

(1988年)

中嶋哲彦「米国における生徒と親のプライバシー権」『久留米大学法学』第1号(1988年3月)83-108頁。

中嶋哲彦「米国対日教育使節団の団員一覧とその構成上の特徴」『久留米大学法学』第2号(1989年9月)13-49頁。

(1990年)

中嶋哲彦「米国における教育を受ける権利」『久留米大学法学』第5・6合併号(1990年3月)31-55頁。

(1992年)

中嶋哲彦「情報への権利と教育参加—米国の制度と実態を中心に」『日本教育法学会年報』第21号(1992年3月)110-119頁。

中嶋哲彦「子どもの権利条約と自己教育情報に対する権利」『久留米大学文学部紀要人間科学編』第1号(1992年)97-107頁。

(1995年)

中嶋哲彦「アメリカにおける教育情報の公開・開示」『週刊教育資料』第454, 456, 458, 460, 462号,(1995年)。

(1997年)

中嶋哲彦「子どもの権利条約における情報プライバシー権」『教育制度学研究』第4号(1997年)167-180頁。

(1998年)

榊達雄・中嶋哲彦・笠井尚・片山信吾「アメリカにおける教員評価・SBM下の団体交渉と教職の専門職性」『名古屋大学教育學部紀要 教育学科』第45巻第2号(1998年)241-265頁。

(1999年)

中嶋哲彦「個人教育情報保護制度研究の動向：—論点の整理と課題—」『教育制度学研究』第6巻(1999年)220-223頁。

(2000年)

中嶋哲彦「国民の教育参加・知る権利と教育行政改革」『教育制度学研究』第7巻(2000年)121-123頁。

中嶋哲彦「大学入学資格の法的検討—現行法の整理—」『教育行政研究』第9号(2000年)43-55頁。

中嶋哲彦「国立大学独立行政法人化の問題」『大学と教育』第27号(2000年4月)4-17頁。

(2001年)

榊達雄・中嶋哲彦・笠井尚・片山信吾「アメリカにおける教職の基準設定, SBM下の父母・住民の権利等と教職の専門職性」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要, 教育科学』第48巻第1号(2001年)71-95頁。

中嶋哲彦「犬山市教育委員会による外部校長任用の試み」『教育行政研究』第10巻(2001年4月)133-151頁。

(2002年)

榊達雄・中嶋哲彦・笠井尚「アメリカにおける教員組合運動等と教職の専門職性」『名古屋大学大学院教育発達科

学研究科紀要. 教育科学』第49巻第1号(2002年)111-149頁。

榑達雄・中嶋哲彦・笠井尚「アメリカにおける教員の団体交渉, 全国専門職資格等と教職の専門職性」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要. 教育科学』第49巻第2号(2002年)133-152頁。

中嶋哲彦「公教育制度の新展開と教育管理職の課題」『学校運営』第44巻第1号(2002年4月)6-11頁。

中嶋哲彦「地方分権下における教育制度改革の動向—教育委員会制度・教育行政制度をめぐって」『日本社会教育学会紀要』第38号(2002年)133-134頁。

中嶋哲彦「新指導要領で可能になる教育課程の自主編成—地方分権・学校自治への転換点と位置づけよう」『論座』第84号(2002年5月)16-27頁。

中嶋哲彦「子どもの『問い』を核にした実践を」『論座』第88号(2002年9月)70-77頁。

中嶋哲彦「構造改革特区と地方教育行政—市町村費負担教職員制度に着目して」『季刊教育法』第135号(2002年12月)16-22頁。

(2003年)

中嶋哲彦「教師の教育の自由と教科書採択問題」『日本教育法学会年報』第32号(2003年)96-104頁。

中嶋哲彦「教育の機会均等が危ない—義務教育費国庫負担制度の「見直し」は何をもたらすか」『クレスコ』第3巻第12号(2003年12月)6-9頁。

中嶋哲彦「理科教育の課題と教育改革の展望」『理科教育』第46巻第1号(2003年)16-19頁。

中嶋哲彦「犬山における『学びの学校づくり』」『子どもと体育』第126号(2003年)22-25頁。

中嶋哲彦「義務教育費国庫負担制度の「見直し」は何をもたらすか」『クレスコ』第3巻第12号(2003年12月)6-9頁。

(2004年)

中嶋哲彦「義務教育費国庫負担見直しをめぐる問題: 設置者管理・負担主義, 国の基盤的教育条件整備責任, 国家改造論の不完全性」『日本教育政策学会年報』第1号(2004年)26-34頁。

中嶋哲彦「学習指導要領再改訂の問題点と私たちの課題」『産政研フォーラム』第61号(2004年)6-9頁。

中嶋哲彦「公立図書館への指定管理者制度の導入—公共サービスの民間開放と社会教育機関の管理運営」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要. 教育科学』第51巻第2号(2004年)47-60頁。

中嶋哲彦「地方主導の教育の展開」『教職研修』第32巻第5号(2004年1月)58-61頁。

(2005年)

中嶋哲彦「教育委員会制度活性化の課題」『日本教育行政学会年報』第31巻(2005年)208-210頁。

中嶋哲彦「義務教育制度の規制改革と地方分権改革—教育人権保障と教育自治の視点から」『教育制度学研究』第12巻(2005年)6-19頁。

中嶋哲彦「書評: 大内裕和, 『教育基本法改正論批判—新自由主義・国家主義を越えて』, 白澤社発行, 現代書館発売, 2003年7月発行, 四六判, 本体価格1,400円 / 岡村達雄, 『教育基本法「改正」とは何か—自由と国家をめぐって—』, インパクト出版会刊, 2004年5月発行, 四六判, 本体価格2,400円」『教育学研究』第72巻第1号(2005年3月)148-151頁。

中嶋哲彦「学校の管理する『個人情報』とは何か」『教職研修』第33巻第9号(2005年5月)26-29頁。

中嶋哲彦「『教育改革』と公教育の行方」『子どもたちのための学校事務』第89号(2005年)26-47頁。

中嶋哲彦「個人情報と学校」『月刊高校教育』第38巻第11号(2005年8月)20-24頁。

中嶋哲彦「論争を終息させてよいのか: 『学力低下論争』は何を提起したか」『現代教育科学』第48巻第9号(2005年9月)11-13頁。

中嶋哲彦「国立大学法人における学問の自由と労働運動の課題—名古屋大学過半数代表者の経験をとおして」『日本の科学者』第40巻第10号(2005年10月)548-553頁。

中嶋哲彦「愛知 なぜ犬山市で教育改革は生まれたか—子どもへの思いを, 立場を越えて」『クレスコ』第5巻第11号(2005年11月)20-22頁。



(2006年)

中嶋哲彦「公立図書館への指定管理者制度導入の問題点」『図書館界』第58巻第2号(2006年)73-78頁。

中嶋哲彦「書評：穂坂邦夫著、『教育委員会廃止論』、弘文堂、2005年、196頁 / 渡部昭男・金山康博・小川正人編、志木教育政策研究会著、『市民と創る教育改革 検証：志木市の教育政策』、日本標準、2006年、239頁」『日本教育行政学会年報』第32巻(2006年)212-215頁。

中嶋哲彦「義務教育費国庫負担制度と教育の地方自治：地方分権改革の欺瞞性とその矛盾」『日本教育政策学会年報』第13号(2006年)26-35頁。

中嶋哲彦「犬山市はなぜ学力調査を拒否するか—学力調査は学びと知の貧困化を招く」『人間と教育』第51号(2006年)31-40頁。

中嶋哲彦「提案 教育の地方分権と地域教育改革」『九州教育学会研究紀要』第34巻(2006年)19-25頁。

中嶋哲彦「実践事例1 犬山で育つ『学び合う教師集団』—授業改善のための自己評価と相互評価」『学校運営』第48巻第9号(2006年12月)18-21頁。

中嶋哲彦「教育基本法『改正』と地方教育行政の危機」『教育基本法改正案の意義を考える(教育改革への提言集)』第5集(2006年)39-47頁。

(2007年)

中嶋哲彦「彼らはなぜ教育基本法を『改正』しなければならなかったか」『高校のひろば』第64号(2007年)12-19頁。

中嶋哲彦「教育委員会制度の抜本的見直し」『教職研修』第35巻第8号(2007年4月)11-13頁。

中嶋哲彦「全国学力テスト三つの問題点—目的、権限、個人情報」『教育』第57巻第5号(2007年5月)114-117頁。

中嶋哲彦「犬山市は、なぜ全国学力テストに参加しないのか—学びと育ちの保障は地域・学校から」『子どものしあわせ』第677号(2007年7月)8-11頁。

中嶋哲彦「犬山市の『全国学力テスト』不参加と教育の地方自治」『クレスコ』第7巻第7号(2007年7月)5-17頁。

中嶋哲彦「教育基本法『改正』後の新自由主義教育—PDCA サイクルに包摂される教育現場」『教育』第57巻第8号(2007年8月)27-32頁。

中嶋哲彦「教育基本法『改正』に見る国家教育戦略の展開」『日本の科学者』第42巻第8号(2007年8月)414-419頁。

中嶋哲彦「公教育の営みと制度が壊され始めている—全国学力テストの批判的検討」『学校運営』第49巻第5号(2007年8月)6-11頁。

中嶋哲彦「図書館って丸投げして大丈夫?—指定管理者制度の“光”と“陰”を考える」『大学図書館問題研究会誌』第30巻(2007年8月)27-39頁。

中嶋哲彦「全国学力テストは公教育に何をもたらすか—公教育の目標管理と排他的競争の組織化」『世界』第769号(2007年9月)79-88頁。

中嶋哲彦「全国学力テストの教育法的・教育制度論的検討」『季刊教育法』第155号(2007年12月)10-15頁。

中嶋哲彦「犬山市はなぜ全国学力テストに参加しなかったか」『生活教育』第707号(2007年10月)42-49頁。

(2008年)

中嶋哲彦「全国学力テストによる義務教育の国家統制：教育法的観点からの批判的検討」『教育学研究』第75巻第2号(2008年)157-168頁。

中嶋哲彦「教育委員会制度再編の動向と論点—地方教育行政法改正と義務教育の構造改革に着目して」『日本教育法学会年報』第37号(2008年)143-151頁。

中嶋哲彦「教育基本法『改正』問題と教育基本法研究者の役割」『中部教育学会紀要』第7巻(2008年3月)40-46頁。

中嶋哲彦「教育改革は学校・教師をどう変えようとしているのか」『体育科教育』2008年5月号(2008年5月)10-13頁。

中嶋哲彦「『学力向上』と『競争する権利』の陥穽」『現代思想』第36巻第4号(2008年4月)164-177頁。

中嶋哲彦「学力観・体力観の国定化と貧困化—全国学力テストは学校に何をもたらすか」『数学文化』第10号(2008年7月)114-121頁。

中嶋哲彦「『言語活動』重視は豊かな学習を切り開く方途か?」『学校運営』第50巻第9号(2008年12月)12-15頁。

(2009年)

- 中嶋哲彦「ケーススタディ・個人情報保護と自治体（５）学校が保有する個人情報」『自治体法務研究』第17号（2009年）89-93頁。
- 中嶋哲彦「イギリス『ナショナル・テスト』廃止への動きは全国一斉学力テストにどのような影響をもたらすか」『クレスコ』第96号（2009年）22-23頁。
- 中嶋哲彦「公立図書館の多面性と指定管理者制度」『図書館雑誌』第103巻第3号（2009年3月）148-150頁。
- 中嶋哲彦「教育行政学・教育学の立場から：教育基本法『改正』と今後の教育学研究の課題」『中部教育学会紀要』第8巻（2009年3月）47-49頁。
- 中嶋哲彦「全国学力テストをめぐる混乱とその意味—排他的競争意識の氾濫が公教育を掘り崩す」『教育』第59巻第8号（2009年8月）78-85頁。
- 中嶋哲彦「学校教育の現状と教職員定数」『学校運営』第51巻第8号（2009年11月）6-11頁。
- 中嶋哲彦「『学校保健法』から『学校保健安全法』に名称を変更」『時報市町村教委』第222号（2009年11月）20-21頁。

(2010年)

- 中嶋哲彦「書評：山本 由美 著『学力テスト体制とは何か 学力テスト・学校統廃合・小中一貫教育』」『教育学研究』第77巻第2号（2010年）213-214頁。
- 中嶋哲彦「子育て・教育条件整備の課題と教育行政学」『日本教育行政学会年報』第36号（2010年）232-234頁。
- 中嶋哲彦「全国学力テストと教育の地方自治：全国学力テストによる教育行政改革とその行方」『日本教育政策学会年報』第17号（2010年）97-105頁。
- 市川須美子・中嶋哲彦「市川須美子日本教育法学会会長に聞く 現行教育基本法にどう向かいあうか」『人間と教育』第67号（2010年）4-17頁。
- 中嶋哲彦「不参加から参加へ—犬山市で起きたこと、起きなかったこと」『教育』第60巻第1号（2010年1月）94-101頁。
- 中嶋哲彦「学校評議員と学校運営協議会」『時報市町村教委』第223号（2009年1月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「教育委員会の自己点検・評価制度」『時報市町村教委』第224号（2010年3月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「学習指導要領改訂の教育法学的検討」『中部教育学会紀要』第9号（2010年3月）59-66頁。
- 中嶋哲彦「全国学力テストの抽出方式への転換は何を意味するか」『現代思想』第38巻第5号（2010年4月）202-210頁。
- 中嶋哲彦「高等学校の授業料無償化」『時報市町村教委』第225号（2010年5月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「民主主義の経験にもとづく要求と運動の組織化—犬山市教育改革における民主主義の諸問題」『教育』第60巻第6号（2010年6月）22-30頁。
- 中嶋哲彦「イギリスの子ども貧困法に学ぶ」『教育』第60巻第7号（2010年7月）90-96頁。
- 中嶋哲彦「犬山市の教育改革」『歴史地理教育』第761号（2010年7月）56-59頁。
- 中嶋哲彦「教員の能力・専門性を担保する制度：教員免許，教員養成，教員研修」『時報市町村教委』第226号（2010年7月）20-21頁。中嶋哲彦「『学校づくり』再考」『学校運営』第52巻第6号（2010年9月）6-11頁。
- 中嶋哲彦「中高一貫教育」『時報市町村教委』第227号（2010年9月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「学校施設の目的外使用」『時報市町村教委』第228号（2010年11月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「子どもの未来・学校自治と教育行政の役割—子どもの貧困と競争原理を超えて」『学校事務』第61巻第13号（2010年12月）197-201頁。

(2011年)

- 中嶋哲彦「総合的な子ども法制と教育行政：イギリス子ども貧困法に学びつつ」『日本教育行政学会年報』第37巻（2011年）193-196頁。
- 中嶋哲彦「民主党政権と地方教育行政制度—教育行政の首長部局化と学校理事会を中心に」『日本教育法学会年報』第40号（2011年）143-151頁。
- 兼子仁・青木宏治・安達和志・市川須美子・中嶋哲彦「座談会 国立大学の法人化と大学の自治の問題—学長選考

裁判を機に一『季刊教育法』第169巻(2011年)4-23頁。

中嶋哲彦「ヒューマニズムと教育学—『三月十一日以後』を創造するために」『全大教時報』第35巻第1号(2011年)49-59頁。

中嶋哲彦「地域を拠点とする公教育の再建—犬山市教育改革の意義と限界—」『関東教育学会研究紀要』第38号(2011年)50-60頁。

中嶋哲彦「地方債起債の要件緩和：過疎地域自立促進特別措置法の改正」『時報市町村委』第229号(2010年1月)20-21頁。

川口洋尊・古里貴士・中嶋哲彦「『教育の機会均等の矛盾』再考—キャリア教育を素材として」『愛知工業大学研究報告』第46巻(2011年3月)75-82頁。

中嶋哲彦「情報公開と学校情報」『時報市町村教委』第230号(2011年3月)20-21頁。

中嶋哲彦「危機管理の陥穽と学校・教職員の自律性—学校教育の内容・方法を中心に」『学校運営』第53巻第2号(2011年5月)20-23頁。

中嶋哲彦「校長・副校長・教頭の職務と任用資格」『時報市町村教委』第231号(2011年5月)20-21頁。

中嶋哲彦「今日の状況 新自由主義の国際的展開と日本の教育」『クレスコ』第11巻第6号(2011年6月)34-37頁。

中嶋哲彦「文化財保護」『時報市町村教委』第232号(2011年7月)20-21頁。

中嶋哲彦「学校危機の論点」『時報市町村教委』第233号(2011年9月)20-21頁。

中嶋哲彦「民間事業者への業務委託」『時報市町村教委』第234号(2011年)20-21頁。

中嶋哲彦「構造改革特区法による教育特区」『時報市町村教委』第235号(2011年11月)20-21頁。

中嶋哲彦「政治主導の教育行政と教育への支配介入」『季刊教育法』第171号(2011年12月)45-51頁。

(2012年)

中嶋哲彦「2011年の教育改革案・調査報告等」『教育学研究』第79巻第1号(2012年)25-37頁。

中嶋哲彦「新自由主義的教育政策の展開と公教育の現状 公教育における支配と統治構造の転換」『日本教育政策学会年報』第19号(2012年)81-89頁。

中嶋哲彦「日本の教育と教師」『学校運営』第53巻第10号(2012年1月)6-11頁。

中嶋哲彦「教育行政と一般行政の関係」『時報市町村教委』第236号(2012年1月)20-21頁。

中嶋哲彦「『大阪府教育基本条例案』と教育改革の論点：中嶋哲彦さん(名古屋大学大学院教授)に聞く」『住民と自治』第587号(2012年3月)5-11頁。

中嶋哲彦「教育振興基本計画」『時報市町村教委』第237号(2012年3月)20-21頁。

中嶋哲彦「大阪府教育基本条例の悪夢：政治支配に抗し、教育自治を」『世界』第829号(2012年4月)49-57頁。

中嶋哲彦「収奪と排除の教育改革：大阪府における私立高校無償化の本質」『世界』第830号(2012年5月)90-98頁。

中嶋哲彦「首長による教育委員の罷免」『時報市町村教委』第238号(2012年5月)20-21頁。

中嶋哲彦「子どもの貧困対策法の実現に向けて」『消費者法ニュース』第92号(2012年7月)376-378頁。

中嶋哲彦「新教育基本法と大阪府教育関係3条例：法制論的対抗戦略試論」『教育』第798号(2012年7月)25-34頁。

中嶋哲彦「就学奨励または就学援助」『時報市町村教委』第239号(2012年7月)20-21頁。

中嶋哲彦「学校づくりと働きがい」『学校運営』第54巻第5号(2012年8月)20-23頁。

中嶋哲彦「国家戦略会議に提案された教育改革プラン」『時報市町村教委』第240号(2012年9月)20-21頁。

中嶋哲彦「長時間過密労働へのメカニズムと私たちの課題」『家教連家庭科研究』第302号(2012年10月)4-9頁。

中嶋哲彦「国立大学法人における大学自治の復興」『日本の科学者』第47巻第11号(2012年11月)654-659頁。

中嶋哲彦「教育行政 いじめ対策を口実とする首長の権限強化：問われる教育委員会の存在意義」『クレスコ』第12巻第11号(2012年11月)31-33頁。

中嶋哲彦「いじめ問題と教育委員会」『時報市町村教委』第241号(2012年11月)20-21頁。

(2013年)

中嶋哲彦「学校づくりと働きがい」『学校運営』第54巻第5号(2013年)20-23頁。

中嶋哲彦「新自由主義的国家戦略と教育政策の展開」『日本教育行政学会年報』第39号(2013年)53-67頁。

- 中嶋哲彦「大阪府・市における新自由主義的・権威主義的教育政策」『日本教育政策学会年報』第20号（2013年）112-120頁。
- 中嶋哲彦「自治体の教育改革と民主主義」『人間と教育』第78号（2013年）62-71頁。
- 中嶋哲彦「大阪府・市における教育行政と政治：新自由主義的・権威主義的教育政策の展開」『法の科学』第44号（2013年）86-92頁。
- 中嶋哲彦「子どもの貧困とどう向き合うか：教育学が引き受けるべき課題」『九州教育学会研究紀要』第41巻（2013年）9-15頁。
- 中嶋哲彦「教員の専門的自律性を否定する教員養成制度改革：修士レベル化と教師インターンシップ制度」『日本教師教育学会年報』第22号（2013年）58-65頁。
- 中嶋哲彦「ミドルリーダーとキーパーソン：職員全体の能力・活力を引き出す学校運営組織」『学校運営』第54巻第10号（2013年1月）6-11頁。
- 中嶋哲彦「行政裁量」『時報市町村教委』第242号（2012年1月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「『大学の大衆化』と高等教育政策のゆくえ：『大学が多過ぎる』論から考える」『世界』第840号（2013年3月）180-187頁。
- 中嶋哲彦「『体罰』と『有形力行使』という名の対生徒暴力」『時報市町村教委』第243号（2013年3月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「学校図書館の整備」『時報市町村教委』第244号（2013年5月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「待ったなしの『子どもの貧困』対策：実効性のある対策法の制定を」『世界』第844号（2013年6月）194-202頁。
- 中嶋哲彦「教育委員会制度（2）教育委員会制度の原理と課題」『月刊社会教育』第57巻第6号（2013年6月）62-70頁。
- 中嶋哲彦「学校危機管理の論点」『時報市町村教委』第245号（2013年7月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「橋下徹氏の動機と『成功』の秘訣：大阪府・市の新自由主義教育改革」『教育』第811号（2013年8月）5-10頁。
- 中嶋哲彦「教育委員会制度の見直し」『時報市町村教委』第247号（2013年11月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「子どもの貧困対策推進法と市町村の課題」『時報市町村教委』第246号（2013年9月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「子どもの貧困対策推進法に実効性をもたせるために」『部落解放』第686号（2013年12月）78-87頁。
- 中嶋哲彦「貧困を理由に誰ひとり排除しない教育制度を目指して」『貧困研究』第11号（2013年12月）10-18頁。
- (2014年)
- 中嶋哲彦「自民党改憲草案と安倍教育再生戦略—規律訓練・競争力人材育成と資本蓄積型教育制度への転換—」『歴史地理教育』第822号（2014年）84-91頁。
- 中嶋哲彦「国民全体の利益に奉仕する大学—学問の自由・大学自治の意義を問い直す—」『全大教時報』第38巻第4号（2014年）1-12頁。
- 中嶋哲彦「大阪府・市における首長の教育支配：『不当な支配』と教育委員会廃止論登場の必然性」『日本教育法学会年報』第43号（2014年）6-19頁。
- 中嶋哲彦「全国学力テストの新しい結果公表ルール」『時報市町村教委』第248号（2014年1月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「教育委員会廃止論を問う：首長主導型教育改革がもたらすもの」『世界』第854号（2014年3月）192-200頁。
- 中嶋哲彦「教育委員会廃止の戦略的文脈：国家主義が担う新自由主義的教育改革」『社会民主』第706号（2014年3月）7-11頁。
- 中嶋哲彦「首長—教育長制への転換」『時報市町村教委』第249号（2014年3月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「安倍政権の教育委員会制度『改革』」『女性&運動』第229号（2014年4月）18-20頁。
- 中嶋哲彦「首長主導と国家統制強化の教育委員会制度改革を問う」『現代思想』第42巻第6号（2014年4月）120-130頁。
- 中嶋哲彦「改憲のねらいと対抗軸 教育的価値の実現をめざす教育委員会の再建：教育と教育行政の解体をねらう 安倍流教育委員会制度改革に抗して」『クレスコ』第14巻第5号（2014年5月）32-35頁。
- 中嶋哲彦「教育委員会制度の改革をめぐる—4月4日提出政府提出法案の概要—」『時報市町村教委』第250号



(2014年5月) 20-21頁。

中嶋哲彦「地方教育行政法改正と教育委員会の課題」『時報市町村教委』第251号(2014年7月) 20-21頁。

中嶋哲彦「教科書採択地区に関する法改正」『時報市町村教委』第252号(2014年9月) 20-21頁。

中嶋哲彦「政治主導的教育行政 新教育委員会制度に代表される制度改革と組織再編は権力の暴走を招く」『総合教育技術』第69巻第9号(2014年10月) 56-59頁。

中嶋哲彦「犬山市で何が起ったか:全国学力テスト・教育行政・教育運動」『教育』第825号(2014年10月) 29-36頁。

中嶋哲彦「なぜ、教育委員会制度改革か?:地域から遊離し、地域を支えない教育」『歴史評論』第775号(2014年11月) 58-60頁。

中嶋哲彦「教育振興基本計画と教育大綱」『時報市町村教委』第253号(2014年11月) 20-21頁。

中嶋哲彦「教育委員会制度をどう立て直すか」『教育と医学』第62巻第12号(2014年12月) 1060-1067頁。

(2015年)

中嶋哲彦「書評:細井克彦・石井拓児・光本滋編著、『新自由主義大学改革-国際機関と各国の動向』,東信堂,2014年2月発行,本体価格3,800円(VII 書評・図書紹介)」『日本教育政策学会年報』第22号(2015年) 202-205頁。

中嶋哲彦「高校教育最前線 人材育成への傾斜と高校教育の分断・種別化」『高校生活指導』第199号(2015年) 110-117頁。

中嶋哲彦「学校をプラットフォームにした子どもの貧困対策」『時報市町村教委』第255号(2015年3月) 20-21頁。

中嶋哲彦「学校安全計画の策定」『時報市町村教委』第256号(2015年5月) 20-21頁。

中嶋哲彦「八重山地区教科書採択における『不当な支配』と国家統制」『日本教育法学会年報』第44号(2015年) 42-50頁。

中嶋哲彦「副教材に関する教育委員会の権限」『時報市町村教委』第254号(2014年1月) 20-21頁。

中嶋哲彦「入試制度改革で分断される若者と日本社会:着々と準備される学制改革の意味」『世界』第870号(2015年6月) 174-181頁。

中嶋哲彦「なぜ、教育委員会制度改革か?:教育委員会制度廃止論を構造改革の文脈で考える」『歴史評論』第782号(2015年6月) 17-27頁。

中嶋哲彦「大学・学問の現代的存在形態と大衆の高等教育の創造」『日本の科学者』第50巻第7号(2015年7月) 362-367頁。

中嶋哲彦「義務教育学校による小中一貫教育」『時報市町村教委』第257号(2015年7月) 20-21頁。

中嶋哲彦「子どもの貧困からの自己解放:自分自身の世界を知る権利を手がかりに」『世界』第872号(2015年8月) 242-249頁。

中嶋哲彦「義務教育費国庫負担制度と法の支配」『時報市町村教委』第258号(2015年9月) 20-21頁。

中嶋哲彦「幼保連携型認定こども園の制度化と教育委員会の権限と役割」『時報市町村教委』第259号(2015年11月) 20-21頁。

中嶋哲彦「主体的政治参加のための政治的教養と内発的参加要求:解釈改憲政権による主権者教育の危険性」『世界』第876号(2015年12月) 177-184頁。

中嶋哲彦「学校人材育成の今日的課題 教育の本質と学校・生徒の実態から出発する」『学校運営』第57巻第9号(2015年12月) 10-13頁。

(2016年)

中嶋哲彦「構造改革下の教育的価値と自治体教育政策の展開」『日本教育政策学会年報』第23号(2016年) 86-94頁。

中嶋哲彦「思考のハイジャックと人格の支配:新学習指導要領への学習当事者からの異議申立を期して」『民主教育研究所年報』第17巻(2016年) 15-35頁。

中嶋哲彦「構造改革下の教育的価値と自治体教育政策の展開」『日本教育政策学会年報』第23号(2016年) 86-94頁。

中嶋哲彦「子どもの貧困対策立法と市町村教育委員会の課題」『時報市町村教委』第260号(2015年1月) 20-21頁。

中嶋哲彦「学習支援と貧困からの自己解放」『教育』第841号(2016年2月) 54-60頁。



中嶋哲彦「1956年通知の先進性に学ぶ要保護・準要保護児童生徒の認定」『時報市町村教委』第261号（2016年3月）20-21頁。

中嶋哲彦「教科書採択の公正性確保」『時報市町村教委』第262号（2016年5月）20-21頁。

中嶋哲彦「教育機会確保法案は不登校児童生徒を救えるか」『時報市町村教委』第263号（2016年7月）20-21頁。

中嶋哲彦「総合教育会議による教育構造改革」『経済』第252号（2016年9月）52-62頁。

中嶋哲彦「教育の情報化に伴う情報セキュリティ」『時報市町村教委』第264号（2016年9月）20-21頁。

中嶋哲彦「学校図書館の条件整備」『時報市町村教委』第265号（2016年11月）20-21頁。

中嶋哲彦「安倍『教育再生』の政治的・経済的本質」『女性 & 運動』第261号（2016年12月）5-9頁。

(2017年)

中嶋哲彦「報告書の内容を鵜呑みにしてはいけない 大事なのは疑いの眼差しを向けること」『総合教育技術』第71巻第14号（2017年1月）58-61頁。

中嶋哲彦「校長・教員の資質向上の新制度」『時報市町村教委』第266号（2016年1月）20-21頁。

中嶋哲彦「何が教育の自由と中立性を担保するか:政治的教養教育と被教育者の政治的活動に関するテーゼ」『世界』第892号（2017年3月）82-89頁。

中嶋哲彦「教育機会確保法の趣旨」『時報市町村教委』第267号（2017年3月）20-21頁。

中嶋哲彦「学校運営協議会設置の努力義務」『時報市町村教委』第268号（2017年5月）20-21頁。

中嶋哲彦「教職員配置及び学校運営の改善のための法改正」『時報市町村教委』第269号（2017年7月）20-21頁。

中嶋哲彦「なぜ教育勅語の復活を願うのか:『徳』の樹立と建国の一体性」『世界』第898号（2017年8月）158-164頁。

中嶋哲彦「部活動指導員の配置と課題」『時報市町村教委』第270号（2017年9月）20-21頁。

中嶋哲彦「いま、イギリスから何を学ぶか:子ども貧困法の制定とその後」『生活協同組合研究』第501号（2017年10月）29-35頁。

中嶋哲彦「なぜ、全国学力・学習状況調査に参加し続けるか:教育委員会の責任と権限」『教育』第862号（2017年11月）29-35頁。

中嶋哲彦「就学義務の履行」『時報市町村教委』第271号（2017年11月）20-21頁。

(2018年)

中嶋哲彦「課題研究『自治体教育政策における構造改革と教育的価値の実現』のまとめ」『日本教育政策学会年報』第25号（2018年）135-138頁。

中嶋哲彦「ローカル視点の再建とグローバル視点の組替え」『大学評価学会年報』第14巻（2018年）19-40頁。

中嶋哲彦「憲法と民主主義を教育にいかす」『人間と教育』第99号（2018年）28-35頁。

中嶋哲彦「夜間中学の法整備」『時報市町村教委』第272号（2017年1月）20-21頁。

中嶋哲彦「いじめの定義と教育委員会の責務」『時報市町村教委』第273号（2018年3月）20-21頁。

中嶋哲彦「デジタル教科書の導入」『時報市町村教委』第274号（2018年5月）20-21頁。

中嶋哲彦「学びの統制と人格の支配:新設科目『公共』に注目して」『世界』第909号（2018年6月）126-133頁。

中嶋哲彦「調査の名を借りた不当な支配:公立中学校の特別講師招へいへの介入」『社会民主』第757号（2018年6月）14-18頁。

中嶋哲彦「児童虐待と通告義務」『時報市町村教委』第276号（2018年9月）20-21頁。

中嶋哲彦「文化財保護」『時報市町村教委』第277号（2018年11月）20-21頁。

中嶋哲彦「教育委員会のDNA」『時報市町村教委』第275号（2018年7月）20-21頁。

(2019年)

中嶋哲彦「教育情報セキュリティポリシーの確立」『時報市町村教委』第278号（2018年1月）20-21頁。

中嶋哲彦「児童虐待と通報義務」『時報市町村教委』第279号（2019年3月）20-21頁。

中嶋哲彦「道徳の教科化と子ども的人権」『人権と部落問題』第71巻第4号（2019年4月）23-30頁。

中嶋哲彦「若い教師のみなさんへ 教師として生きるあなたへ」『クレスコ』第19巻第4号（2019年4月）16-19頁。

- 中嶋哲彦「公権力規制原理としての政治的中立性」『教育』第880号（2019年5月）59-65頁。
- 中嶋哲彦「医療的ケア児」『時報市町村教委』第280号（2019年5月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「安倍政権の改憲構想と国家改造プロジェクト」『人間と教育』第102号（2019年）70-77頁。
- 中嶋哲彦「子どもの貧困対策の原理的転換」『時報市町村教委』第281号（2019年7月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「アレルギー疾患対策」『時報市町村教委』第282号（2019年9月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「拡大させられる「教育の機会不平等」：子どもの貧困対策と大学等就学支援法を問う」『世界』第926号（2019年11月）148-155頁。
- 中嶋哲彦「行政裁量」『時報市町村教委』第283号（2019年11月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「大学等修学支援法と教育の機会均等」『経済』第291号（2019年12月）82-91頁。

(2020年)

- 中嶋哲彦「給特法改正と教職員の働き方」『時報市町村教委』第284号（2019年1月）20-21頁。
- 中嶋哲彦「不登校児童生徒への支援」『時報市町村教委』第285号（2019年3月）20-21頁。

#### (ペンネームで執筆した論文)

- 宮永与四郎「憲法にもとづく教育の実現をいまこそ—全国学力調査に抗する地域からの教育改革」『前衛』第814号（2007年2月）131-138頁。
- 宮永与四郎「学力・学力観の貧困化と排他的競争主義の氾濫—全国学力テストによる目標管理システムの構築と崩壊」『前衛』第842号（2009年5月）172-181頁。
- 進藤歩「『法人化』七年目の国立大学の危機」『前衛』第862号（2010年10月）27-37頁。
- 宮永与四郎「動き始めた第二次安倍政権の『教育改革』：教育委員会制度改革を中心に」『前衛』第892号（2013年3月）59-69頁。
- 進藤歩「グローバル競争のための国立大学改革：『大学のガバナンス改革』を中心に」『前衛』第910号（2014年6月）146-159頁。
- 宮永弥四郎「人材育成に傾斜する子どもの貧困対策：子どもの貧困対策法と貧困対策大綱」『前衛』第916号（2014年12月）138-148頁。
- 宮永弥四郎「十八歳選挙権と若者の政治参加：政府・与党がねらう政治参加の抑圧と政治的教養の剥奪」『前衛』第928号（2015年11月）145-156頁。
- 宮永弥四郎「貧困問題は解決に向かっているのか：子どもの貧困率13.9%の背後にあるもの」『前衛』第953号（2017年10月）221-231頁。
- 進藤歩「高等教育・研究を破壊する柴山イニシアティブ」『前衛』第976号（2019年7月）88-98頁。
- 宮永弥四郎「子どもの貧困対策推進法改正の意義と問題点」『前衛』第986号（2020年4月）156-168頁。

#### (教育学部附属中学校・高等学校)

- 中嶋哲彦「巻頭言：学力の本質を問う自由と責務」『名古屋大学教育学部附属中高等学校紀要』第62巻（2018年3月）1-2頁。
- 中嶋哲彦「巻頭言：言ふべくんば真実を語るべし」『名古屋大学教育学部附属中・高等学校紀要』第63巻（2018年12月）1頁。
- 中嶋哲彦「巻頭言：学習活動の研究活動としての組織化について」『名古屋大学教育学部附属中・高等学校紀要』第64巻（2019年12月）1-2頁。
- 中嶋哲彦「巻頭言：『自立した学習者』とは」『平成27年度指定スーパーグローバルハイスクール研究開発実施報告書 第3年次』（2018年3月）1-2頁。
- 中嶋哲彦「巻頭言：グローバル化の必然性と主体的条件」『平成27年度指定スーパーグローバルハイスクール研究開発実施報告書 第4年次』（2019年3月）1-2頁。
- 中嶋哲彦「巻頭言：『何を学び、何を考えるか』を自ら選択する権利」『平成27年度指定スーパーグローバルハイスクール研究開発実施報告書 第5年次』（2020年3月）1-2頁。

中嶋哲彦「巻頭言」『平成28年度指定スーパーサイエンスハイスクール研究開発実施報告書 第2年次』（2018年3月）10頁。

中嶋哲彦「巻頭言：研究倫理の核心：何を、何のために研究するか」『平成28年度指定スーパーサイエンスハイスクール研究開発実施報告書 第3年次』（2019年3月）2頁。

中嶋哲彦「巻頭言」『平成28年度指定スーパーサイエンスハイスクール研究開発実施報告書 第4年次』（2020年3月）2頁。

中嶋哲彦「巻頭言：理的考察に立脚した制度改革・教育実践」中高一貫教育研究会2018

中嶋哲彦「一冊の古い生徒手帳」『耕』2018年2月

中嶋哲彦「自分自身の歴史と向き合う：リトアニアにおけるホロコーストの主体をめぐって」『耕』2019年2月

中嶋哲彦「minority にこそ注目する」『耕』2020年2月

中嶋哲彦「10円玉を洗った記憶」『巖』2018年3月

中嶋哲彦「心がざわめく音楽」『巖』2019年3月

中嶋哲彦「えんぴつが一本」『巖』2020年3月

中嶋哲彦「春は自分で引き寄せるもの」『未来』2018年3月

中嶋哲彦「新しい時代と社会を作る」『未来』2019年3月

中嶋哲彦「まだ手探りしている天使」『未来』2020年3月

中嶋哲彦「希望を語り、誠実を胸にきざむ」『進路』2018年2月

中嶋哲彦「時代が求める勇氣」『進路』2019年2月

中嶋哲彦「まだ手探りしている天使」『進路』2020年2月

#### (エッセイ)

中嶋哲彦「早期教育ブームの怪人」Monthly KURUMEX February 1993, p.58.

中嶋哲彦「台所で考えたこと」Monthly KURUMEX, March 1993, p.35.

中嶋哲彦「Iが友人になったわけ」Monthly KURUMEX, April 1993, p.43.

中嶋哲彦「勘、コッ、手垢」Monthly KURUMEX, May 1993, p.43.

中嶋哲彦「カンパイ、カンパイ」Monthly KURUMEX, June 1993, p.29.

中嶋哲彦「“のぞみ”でないことがのぞみ」Monthly MEX, July 1993, p.36.

中嶋哲彦「意見を表明し尊重される権利 子どもの権利条約（2）」Monthly MEX, August 1993, p.44.

中嶋哲彦「子どもの最善の利益 子どもの権利条約（1）」Monthly MEX, September 1993, p.44.

中嶋哲彦「学習する権利 子どもの権利条約（3）」Monthly MEX, October 1993, p.51.

中嶋哲彦「僕たちのライフスタイル」Monthly MEX, November 1993, p.44.

中嶋哲彦「予備的断筆宣言」Monthly MEX, December 1993, p.48.

中嶋哲彦「イデオロギーとしての清楚」Monthly MEX January 1993, p.51.

中嶋哲彦「故郷」Monthly MEX, February 1994, p.44.

中嶋哲彦「仏師の仕事」Monthly MEX, March 1994, p.55.

中嶋哲彦「官僚版国語辞典」Monthly MEX, April 1994, p.56.

中嶋哲彦「九条の宮フセン姫」Monthly MEX, May 1994, p.38.

中嶋哲彦「夢物語」Monthly MEX, July 1994, p.58.

中嶋哲彦「桃太郎噺・考」Monthly MEX, June 1994, p.52.

中嶋哲彦「ネコ」Monthly MEX, August 1994, p.17.

中嶋哲彦「カメ」Monthly MEX, September 1994, p.18.

中嶋哲彦「黄柳野塾のこと」Monthly MEX, October 1994, p.16.

中嶋哲彦「グスコブドリ」Monthly MEX, November 1994, p.14.